

鴻巣市・川里町・吹上町
新市建設計画

平成17年3月

鴻巣市・川里町・吹上町合併協議会

平成25年3月改定

鴻巣市

「花かおり 緑あふれ 人輝くまち こうのす」の実現をめざして



鴻巣市・川里町・吹上町合併協議会
会 長（鴻巣市長）

原 口 和 久



副会長（川里町長）

嶋 村 孝



副会長（吹上町長）

齋 藤 武 史

現在、全国の自治体を取り巻く状況は、地方分権の進展や少子高齢化の進行、厳しい財政状況、高度・多様化する住民ニーズへの対応など、時代の大きな変革期を迎えています。

このような中、歴史的・地理的に結びつきが深く、かつ、住民交流も盛んな鴻巣市・川里町・吹上町は、地方分権時代にふさわしい新市の誕生に向け、平成16年7月に合併協議会を設立し、10回の協議を重ね、1月には合併協定書の調印、各議会の議決を経て、埼玉県へ合併の申請を行いました。

これもひとえに住民の皆さんをはじめとする関係各位のご理解とご協力の賜物であり、心より厚く御礼申し上げます。

本年10月1日には人口約12万人、面積67.49km²、水と緑に代表される豊かな自然、花々に彩られた住環境、地域に根ざした歴史と文化、また、国道17号とJR高崎線が縦断し、3つの駅を持った交通の要衝となる新市が誕生いたします。

本計画は、新市のまちづくりの将来ビジョンを示したもので、新市の基本的な計画（マスタープラン）となります。

また、策定にあたっては、住民意識調査の結果や新市建設計画検討委員会の検討を踏まえるなど、住民の皆さんの視点に立って計画しました。

今後は、鴻巣市・川里町・吹上町が力を合わせ、地域の特性を生かした快適で利便性の高いまちを創造していくとともに、合併を契機に、より一層の行財政改革に努め、次代においても持続的に発展できる地域経営をめざし、全力を傾注してまいります。

今後とも変わらぬご支援・ご協力をお願い申し上げます。

平成17年3月

| | | |
|------|-------------------------------|----|
| 第1章 | 合併の必要性 | 1 |
| 1. | 合併の必要性 | 1 |
| 2. | 合併に期待されること（効果） | 3 |
| 3. | 合併の留意点（課題）への対応 | 4 |
| 第2章 | 計画策定の方針 | 5 |
| 1. | 計画策定の方針及び目的 | 5 |
| 2. | 計画の期間 | 5 |
| 3. | 計画の構成 | 5 |
| 第3章 | 1市2町の概要 | 7 |
| 1. | 新市の概況 | 7 |
| (1) | 地域の概況 | 7 |
| (2) | 人口及び世帯 | 8 |
| (3) | 土地利用状況等 | 10 |
| (4) | 歴史的形成過程 | 11 |
| (5) | 産業構造 | 14 |
| (6) | 日常生活圏 | 17 |
| (7) | 交通体系 | 19 |
| (8) | 財政状況 | 20 |
| (9) | 主な公共施設の整備状況 | 22 |
| (10) | 住民意向調査結果の概要 | 23 |
| 第4章 | 基本指標の見通し | 27 |
| 1. | 人口推計 | 27 |
| (1) | 将来人口 | 27 |
| (2) | 世帯数 | 28 |
| 第5章 | 新市建設の基本方針 | 29 |
| 1. | 新市の将来像 | 29 |
| (1) | 新しいまちづくりの基本理念 | 29 |
| (2) | 将来都市像 | 30 |
| 2. | 新市の都市構造 | 31 |
| (1) | 基本的考え方 | 31 |
| (2) | 新市の都市構造 | 32 |
| 3. | 地域づくりの整備方針 | 39 |
| 4. | 新市建設の基本方針 | 40 |
| (1) | 新市の基本方針 | 40 |
| 第6章 | 新市の主要施策 | 45 |
| 1. | 新市の主要施策 | 45 |
| (1) | 利便性が高くうるおいのあるまちづくり（都市基盤の整備） | 45 |
| (2) | 安全・安心でゆったりと暮らせるまちづくり（生活環境の整備） | 47 |
| (3) | 心ゆたかできめきのあるまちづくり（教育・文化の振興） | 49 |

| | |
|--|----|
| (4) すべての人が健やかで思いやりのあるまちづくり（保健・福祉・医療の充実） .. | 51 |
| (5) いきいきと個性かがやく活力あるまちづくり（産業の振興） | 53 |
| (6) 地域の伝統を生かした住民参加のまちづくり（コミュニティの推進） | 55 |
| (7) スリムで効率的な行政経営によるまちづくり（行財政の効率化） | 57 |
| 2. 新市建設計画における主要事業 | 59 |
| 第7章 新市における県事業の推進 | 61 |
| 1. 埼玉県の役割 | 61 |
| 2. 埼玉県が主体となって進める事業 | 61 |
| 第8章 公共施設の適正配置と整備 | 64 |
| 1. 公共施設の適正配置と整備 | 64 |
| 第9章 財政計画 | 65 |
| 1. 財政計画の意義 | 65 |
| 2. 基本方針 | 65 |
| 3. 前提条件 | 65 |
| (1) 計画期間 | 65 |
| (2) 会計 | 65 |
| (3) 基本的な前提条件 | 65 |
| 4. 歳入・歳出の動向 | 68 |
| (1) 歳入・歳出の推計 | 68 |
| (2) 合併による財政効果 | 69 |
| (3) 財政計画の用語解説（50音順） | 71 |
| 参考資料 | 73 |

1. 合併の必要性

「昭和の大合併」により 1 市 2 町が現在の区域となってから半世紀を迎え、社会経済情勢は大きく変化しています。

地方自治体を取り巻く状況も、地方分権の進展や少子高齢化の進行、日常生活圏の拡大、高度・多様化する住民ニーズ、厳しい財政状況など、大きな転換期を迎えています。

このような転換期を迎えた地方自治体においては、住民に最も身近な総合行政体として、「自己決定・自己責任」を原則に、地域の資源や特色を生かした個性的なまちづくりを、住民との協働により進める必要があります。

このためには、これまで以上に行財政基盤を強化するとともに、高度・多様化する行政事務に対し、的確に対応できる専門的な職種を含む職員を確保・育成する必要があります。

このような背景のもと、1 市 2 町は、平成 16 年 7 月に「鴻巣市・川里町・吹上町合併協議会」を設置し、1 市 2 町地域の特性や個性等を尊重するとともに、住民の皆さんの安全・安心、そして豊かさを実感できる暮らしを支える地域経営をめざした行財政体制を確立するため、以下の観点から合併の検討を進めています。

①地方分権への対応

平成 12 年 4 月 1 日に「地方分権一括法」が施行され、地方分権は新たな実行段階を迎えています。

国及び県の指導による画一的な行政運営ではなく、「住民に身近な行政は、住民に最も身近な市町村が行う」といった考えのもと、地域の特色を生かした個性豊かなまちづくりを推進するとともに、「自己決定・自己責任」を原則とした地方分権型の地域経営を確立する必要があります。

②少子高齢化への対応

平成 12 年度の 1 市 2 町における高齢化比率（人口に占める 65 歳以上の割合）は 13.2%となっており、平成 7 年度と比較すると 2.7%増加しています。

また、出生率も低下傾向にあり、平成 12 年度の若年人口比率（人口に占める 15 歳未満の割合）は 15.5%となっており、平成 7 年度と比較すると 2.3%減少するなど、1 市 2 町においても少子高齢化が進行しています。

少子高齢化の進行は、労働者人口の減少による地域活力の低下や医療・福祉サービス需要の増大などが予想されます。

このため、合併により行財政基盤を強化するとともに、子育て支援や医療体制の充実、地域に密着した保健・福祉・医療サービスの充実を図る必要があります。

③日常生活圏の拡大への対応

交通網や情報通信手段の発達などにより、生活圏は住んでいる行政区域を越えて広がっています。

1市2町においては、JR高崎線や国道17号等を活用した生活圏の広域化、交流が広がっています。

このため、道路や公共施設の整備、土地利用、福祉、生活環境など、様々な分野において、従来の行政区域を越えたさらに広い視野での施策展開や広域的な連携による施策・事業の実施が必要となっています。

④高度・多様化するニーズへの対応

社会経済情勢が大きく変化する中、地方自治体においても、高度情報化や国際化、地球環境問題への対応など、行政に対するニーズは、年々、高度・多様化しています。

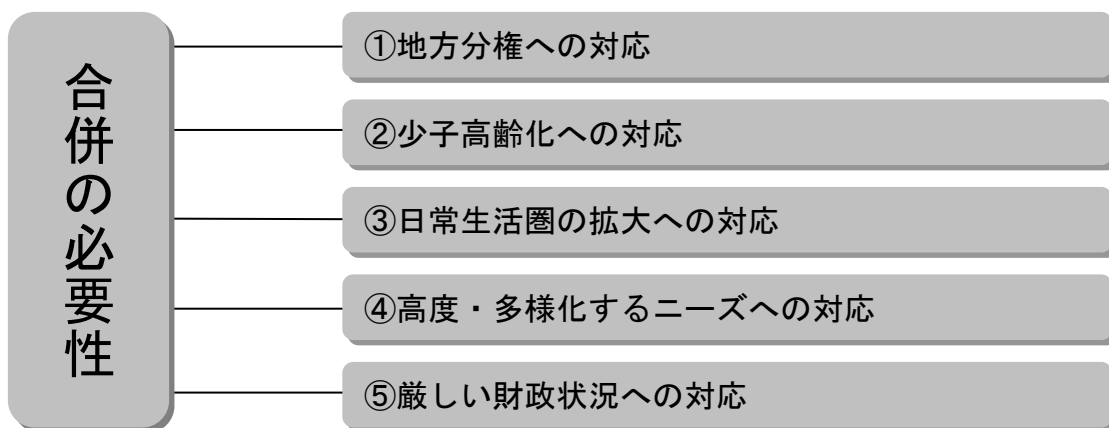
これらの時代とともに変化する住民ニーズを把握し、的確に対応するためには、専門職員の配置や能力の向上、専任組織の設置などが必要となっています。

⑤厳しい財政状況への対応

長引く景気の低迷による税収の減少や債務増加による財政の硬直化など、国・地方自治体ともに、その財政状況は大変厳しい状況にあります。

1市2町においても、財政基盤は相対的に弱く、今後の少子高齢化や就業人口の停滞・減少による税収の減少などにより、厳しい財政運営が予測されています。

さらに、国においては、財政の健全化に向けた地方交付税制度や国庫補助金等の見直しを進めていることから、自主財源の乏しい地方自治体においては、さらなる行財政の効率化が必要となっています。



2. 合併に期待されること（効果）

①住民の利便性向上

合併による行財政運営の効率化を最大限に活用することにより、住民サービスの維持・向上に努めます。

また、合併により基本的な住民サービスである住民票や印鑑証明、母子手帳等の交付業務サービスを行う窓口が増加し、これまで以上に住民の利便性が向上します。

さらに、住民の利便性向上をめざした道路や施設等の整備を、合併特例事業として活用することが可能となります。

②行財政の効率化

合併により首長等の特別職や議員、一般職員の数が減少することにより、人件費の圧縮を図ることができます。

また、各種委員会・審議会等を整理・統合することにより、行財政の効率化を図ることができます。

さらに、事務事業の見直しにより、重複した事業や経費等を統合することが可能となるほか、広域的視点からの公共施設の効率的配置等も可能となります。

③高度で専門的な行政サービスの展開

合併に伴う組織機構や人員の配置により、きめ細やかな福祉サービスの提供が可能となるほか、単独では採用が困難であった専門職員（社会福祉士、保健師、土木技師、建築技師等）の採用や増強が可能となり、高度で専門的な行政サービスが展開できます。

また、合併後の人員配置により、職員の意識改革や新たな交流が生まれ、職場の活性化を図ることができます。

④広域的観点に立った一体的なまちづくりと施策の展開

1市2町共通のシンボリック的存在である「花」を活用することにより、全国的な知名度の向上が期待できます。

また、1市2町を結ぶ道路ネットワークの整備やさらなる交通手段の整備、コミュニティ活動の育成・強化を図るための施設整備等を、効率的かつ適正に推進することにより、さらなる発展が期待できます。

⑤重点的な投資による基盤整備

住民要望等に基づく、必要かつ質の高い公共施設等の整備を、合併特例債等の合併支援措置を活用し、重点的に進めることができます。

3. 合併の留意点（課題）への対応

①行政区域の拡大や議員の数の減少により、住民の意見が反映されなくなるのではないか。

対応策

市町村が合併した場合、行政面積の拡大や議員が減少するなど住民の意見が届きにくくなるのが懸念されますが、新市では、合併特例法に基づく「議会の議員の在任に関する特例」を活用することにより、1市2町の議員が、新市の議員として合併後約1年半在任するほか、行政の情報化推進や広報広聴事業の充実を図ることにより、新市の住民の意見がより一層行政に反映されるよう努めます。

②役場が遠くなって不便になるのではないか。

対応策

新市では、現在の川里町役場及び吹上町役場を支所として位置付け、基本的住民サービスを引き続き実施することにより、高齢者や障がい者をはじめ、地域住民の皆さんに不便を生じさせないように努めます。

③中心部だけがよくなって周辺部はさびれないか。

対応策

新市では、共通のシンボリック的存在である「花」を活用したまちづくりを推進するとともに、地域の発展を牽引する地域拠点や各種拠点・都市軸等を位置付けた新市の都市構造の実現、新市の一体化を促進するための骨格道路整備や新市の均衡ある発展をめざした各種事業等を推進することにより、新市の均衡ある発展をめざします。

④サービス水準が低下し、負担が重くなることはないか。

対応策

1市2町の主な行政サービスと負担については、法律で定められたもの以外で大きく異なるものは比較的少なくなっています。

合併後の行政サービス水準や負担等については、住民福祉の向上と行財政の健全化、住民意識調査結果等を総合的に勘案し決定します。

1. 計画策定の方針及び目的

本計画は、「市町村の合併の特例に関する法律」に基づき、新市のまちづくりのマスタープランとして、鴻巣市、川里町及び吹上町の総合振興計画等を踏まえながら、新市の建設を総合的かつ効果的に推進するための基本方針を定めるものとします。

新市は、本計画に基づき、まちづくりの各分野にわたる施策・事業を、住民との協働で実施することにより、新市の速やかな一体化を促進し、もって住民福祉の向上と均衡ある発展をめざします。

2. 計画の期間

本計画の期間は、鴻巣市、川里町及び吹上町の合併年度及びこれに続く15か年度（平成17年度から平成32年度）とします。

3. 計画の構成

新市建設計画は、市町村の合併の特例に関する法律第5条の規定により、「合併市町村の建設の基本方針」「合併市町村の建設の根幹となるべき事業に関する事項」「公共的施設の統合整備に関する事項」「合併市町村の財政計画」を定めることとされているため、この規定を踏まえ、以下の構成により作成します。

新市建設計画

第1章 合併の必要性

第2章 計画策定の方針

第3章 1市2町の概要

第4章 基本指標の見通し

第5章 新市建設の基本方針

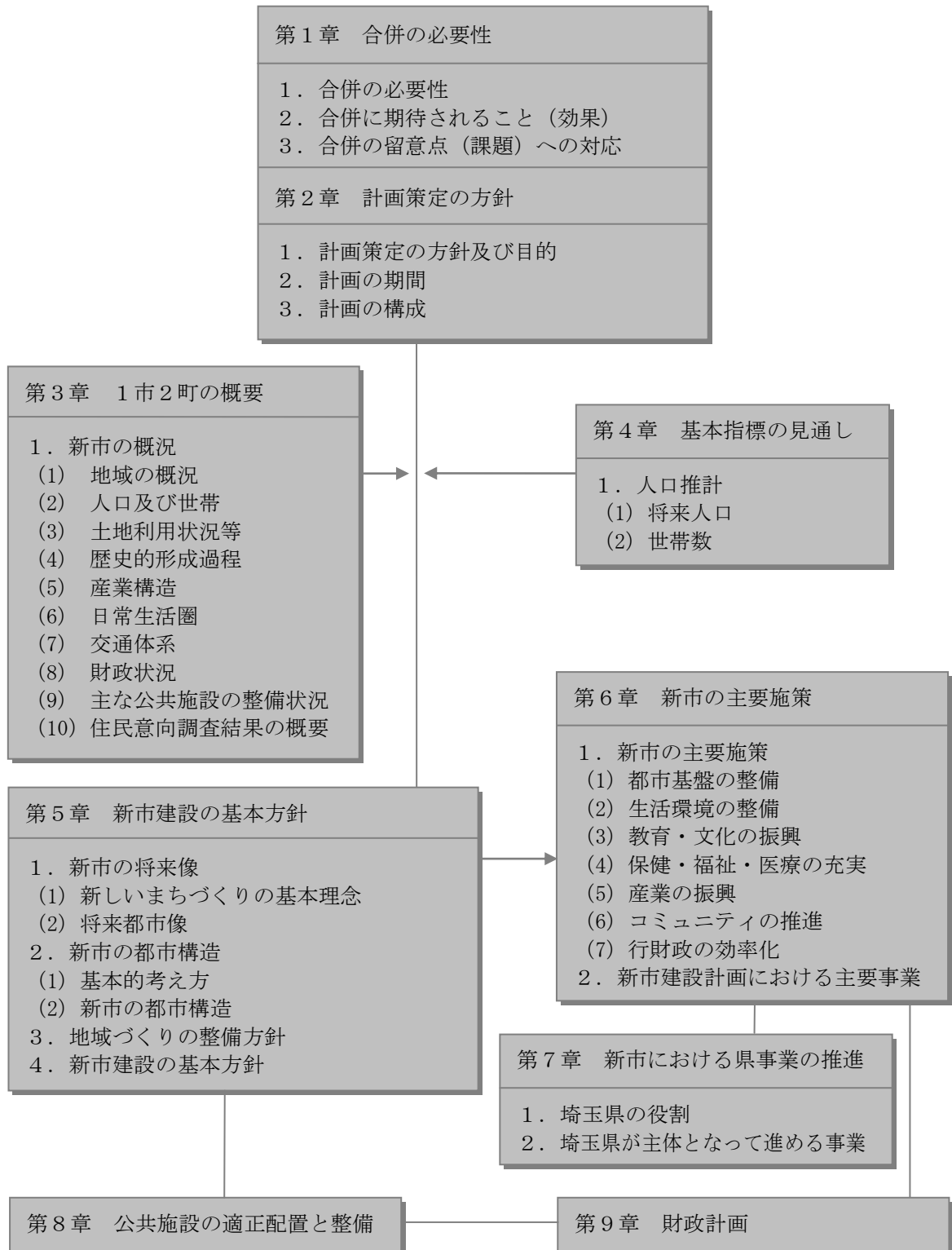
第6章 新市の主要施策

第7章 新市における県事業の推進

第8章 公共施設の適正配置と整備

第9章 財政計画

新市建設計画構成（詳細体系図）



1. 新市の概況

(1) 地域の概況

1市2町は、埼玉県ほぼ中央部にあり、JR高崎線や国道17号が南北に縦断し、東京都心からさいたま市を経て上信越地方へと至る交通の動脈上に位置しています。

図 鴻巣市・川里町・吹上町の位置



この地域は、豊かな田園地帯と中山道を軸に発展し、戦後はJR高崎線によって都心部まで1時間以内で結ばれるという地理的条件に恵まれ、住宅地開発が進み、人口が急増した地域です。

また、政令指定都市であるさいたま市と、熊谷・深谷との業務核都市の間に位置することから、比較的両者の影響を受けやすい地域となっています。

今後、首都圏中央連絡自動車道（圏央道）や上尾道路等の広域的な幹線道路の整備によって、交通の要衝としての機能を果たし、産業基盤の一層の充実が図られ、埼玉県の中軸となる自立した都市圏を形成していくことが期待されています。

(2) 人口及び世帯

①人口の推移

1市2町の合計人口は、約12万人（平成12年国勢調査）で、昭和30年の約5.1万人から一貫して増加を続けています。

この間、昭和40年から平成7年までの間は、10年間に2万人前後の人口増加を続けてきましたが、その後は微増の状態となっています。

表 人口推移 (人)

| | 昭和30年 | 昭和40年 | 昭和50年 | 昭和60年 | 平成7年 | 平成12年 |
|-------|--------|--------|--------|--------|---------|---------|
| 1市2町計 | 51,174 | 58,296 | 77,548 | 92,971 | 116,421 | 120,271 |
| 鴻巣市 | 31,434 | 36,526 | 51,632 | 60,565 | 80,354 | 84,100 |
| 川里町 | 8,172 | 7,288 | 7,142 | 7,416 | 8,077 | 8,002 |
| 吹上町 | 11,568 | 14,482 | 18,774 | 24,990 | 27,990 | 28,169 |

(国勢調査)

年代別3区分の人口推移を見ると、平成7年まで増加を続けていた15歳から64歳の生産年齢人口が、近年微増となる一方、65歳以上の高齢者人口（老年人口）は一貫して増加を続けています。

また、15歳未満の若年人口（年少人口）は、昭和60年をピークに減少傾向となっています。

表 年齢3区分人口の推移 (人)

| | 昭和30年 | 昭和40年 | 昭和50年 | 昭和60年 | 平成7年 | 平成12年 |
|--------|--------|--------|--------|--------|---------|---------|
| 1市2町計 | 51,174 | 58,296 | 77,548 | 92,971 | 116,421 | 120,271 |
| 15歳未満 | 17,476 | 15,140 | 20,235 | 22,391 | 20,673 | 18,660 |
| 15～64歳 | 31,158 | 39,987 | 52,575 | 63,188 | 83,479 | 85,768 |
| 65歳以上 | 2,540 | 3,169 | 4,738 | 7,392 | 12,269 | 15,843 |
| 鴻巣市 | 31,434 | 36,526 | 51,632 | 60,565 | 80,354 | 84,100 |
| 15歳未満 | 11,147 | 9,622 | 14,062 | 14,518 | 14,734 | 13,583 |
| 15～64歳 | 18,695 | 24,999 | 34,646 | 41,361 | 57,720 | 60,033 |
| 65歳以上 | 1,592 | 1,905 | 2,924 | 4,686 | 7,900 | 10,484 |
| 川里町 | 8,172 | 7,288 | 7,142 | 7,416 | 8,077 | 8,002 |
| 15歳未満 | 2,964 | 1,962 | 1,424 | 1,595 | 1,390 | 1,135 |
| 15～64歳 | 4,872 | 4,738 | 4,990 | 4,902 | 5,229 | 5,274 |
| 65歳以上 | 336 | 588 | 728 | 919 | 1,458 | 1,593 |
| 吹上町 | 11,568 | 14,482 | 18,774 | 24,990 | 27,990 | 28,169 |
| 15歳未満 | 3,365 | 3,556 | 4,749 | 6,278 | 4,549 | 3,942 |
| 15～64歳 | 7,591 | 10,250 | 12,939 | 16,925 | 20,530 | 20,461 |
| 65歳以上 | 612 | 676 | 1,086 | 1,787 | 2,911 | 3,766 |

※65歳以上には年齢不詳を含みます。

(国勢調査)

②世帯数の推移

1市2町の合計世帯数は、38,934世帯（平成12年国勢調査）となっており、昭和30年から一貫して増加しています。一方、1世帯あたりの人員は、核家族化の進行等により、年々減少しています。

表 世帯数の推移

(世帯)

| | 昭和30年 | 昭和40年 | 昭和50年 | 昭和60年 | 平成7年 | 平成12年 |
|--------|-------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 1市2町計 | 9,350 | 12,433 | 19,643 | 25,638 | 35,638 | 38,934 |
| 1世帯あたり | 5.47 | 4.69 | 3.95 | 3.63 | 3.27 | 3.09 |
| 鴻巣市 | 5,681 | 8,015 | 13,281 | 16,857 | 24,880 | 27,499 |
| 1世帯あたり | 5.53 | 4.56 | 3.89 | 3.59 | 3.23 | 3.06 |
| 川里町 | 1,311 | 1,321 | 1,472 | 1,709 | 1,970 | 2,084 |
| 1世帯あたり | 6.23 | 5.52 | 4.85 | 4.34 | 4.10 | 3.84 |
| 吹上町 | 2,358 | 3,097 | 4,890 | 7,072 | 8,788 | 9,351 |
| 1世帯あたり | 4.91 | 4.68 | 3.84 | 3.53 | 3.19 | 3.01 |

(国勢調査)

(3) 土地利用状況等

1市2町の自然環境について見ると、地形はおおむね平坦で、豊かな田園地帯が広がっています。

地域の南部は大宮台地の一部をなし、武蔵野の面影を伝える雑木林が残っており、北部は低地で水田が広がっています。

また、西部を荒川、中央部を元荒川、東部を見沼代用水が流れており、水利に恵まれた地域となっています。

地域の総面積は67.49km²(6,749ha)で、田が26.3%、畑が23.5%、宅地が20.9%、山林が0.5%、雑種地が3.6%、その他が25.2%となっています。

このうち市街化区域が22.0%、市街化調整区域が78.0%となっており、市街化区域の大半は住居系の用途地域、市街化調整区域の大半は農業振興地域で占められています。

表 地目別土地利用状況 (ha)

| | 総面積 | 田 | 畑 | 宅地 | 山林 | 雑種地 | その他 |
|--------------|---------|---------|---------|---------|------|-------|---------|
| 1市2町計 | 6,749.0 | 1,776.2 | 1,588.0 | 1,412.3 | 35.2 | 240.7 | 1,696.6 |
| 総面積に占める割合 | 100.0% | 26.3% | 23.5% | 20.9% | 0.5% | 3.6% | 25.2% |
| 鴻巣市 | 3,587.0 | 838.8 | 809.5 | 853.7 | 18.8 | 106.3 | 959.9 |
| 総面積に占める割合 | 100.0% | 23.4% | 22.5% | 23.8% | 0.5% | 3.0% | 26.8% |
| 川里町 | 1,658.0 | 572.2 | 526.2 | 222.0 | 16.4 | 72.7 | 248.5 |
| 総面積に占める割合 | 100.0% | 34.5% | 31.7% | 13.4% | 1.0% | 4.4% | 15.0% |
| 吹上町 | 1,504.0 | 365.2 | 252.3 | 336.6 | 0.0 | 61.7 | 488.2 |
| 総面積に占める割合 | 100.0% | 24.3% | 16.8% | 22.4% | 0.0% | 4.1% | 32.4% |

※この表は、固定資産税課税台帳に登録された地積で、非課税地も含まれます。

雑種地とは、野球場やテニスコート、ゴルフ場、鉄軌道地、遊園地などで、その他とは、公衆用道路、公園、墓地や境内地、運河用地、用排水路、水道用地、池沼などが含まれます。

表 用途別土地利用状況 (ha)

| | 総面積 | 市街化 区域面積 | 市街化調整 区域面積 | 用途地域 | | | 農振 地域 | 農用地 区域 |
|--------------|---------|-------------|---------------|---------|-------|------|----------|-----------|
| | | | | 住居系 | 工業系 | 商業系 | | |
| 1市2町計 | | 1,487.0 | 5,262.0 | | | | | |
| 総面積に占める割合 | 6,749.0 | 22.0% | 78.0% | 1,235.0 | 232.3 | 72.7 | 4,922.0 | 2,590.0 |
| 鴻巣市 | | 963.0 | 2,624.0 | | | | | |
| 総面積に占める割合 | 3,587.0 | 26.8% | 73.2% | 830.0 | 135.3 | 50.7 | 2,345.0 | 1,396.0 |
| 川里町 | | 49.0 | 1,609.0 | | | | | |
| 総面積に占める割合 | 1,658.0 | 3.0% | 97.0% | 25.0 | 24.0 | — | 1,550.0 | 812.0 |
| 吹上町 | | 475.0 | 1,029.0 | | | | | |
| 総面積に占める割合 | 1,504.0 | 31.6% | 68.4% | 380.0 | 73.0 | 22.0 | 1,027.0 | 382.0 |

※用途地域は、暫定逆線による市街化調整区域を含みます。

(1市2町資料)

(4) 歴史的形成過程

1市2町は、昭和30年前後に現在の区域となりました。それまでの歴史的経緯を整理すると以下のようになります。

- ① 1市2町とも明治20年代の「明治の大合併」及び昭和30年前後の「昭和の大合併」を経験しています。
- ② 明治の大合併以前の区域は、現在の大字等となっており、昭和の大合併以前の区域は、現在の地区となっています。
- ③ 鴻巣市においては、昭和の大合併により昭和29年9月30日に市制施行し、川里町においては平成13年5月1日に、吹上町においては昭和9年4月29日にそれぞれ町制施行しています。

図 合併の経緯（鴻巣市）

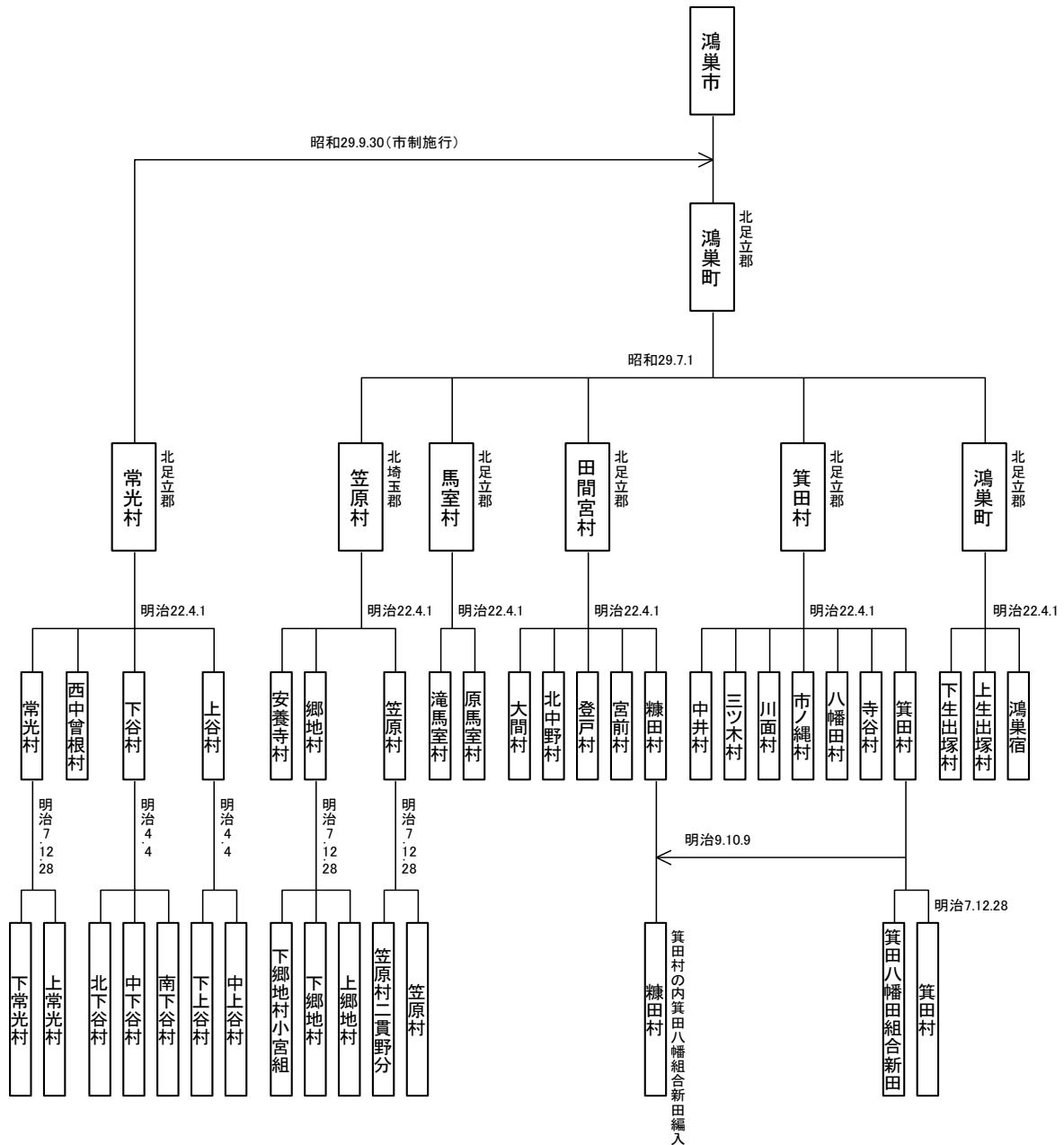


図 合併の経緯（川里町）

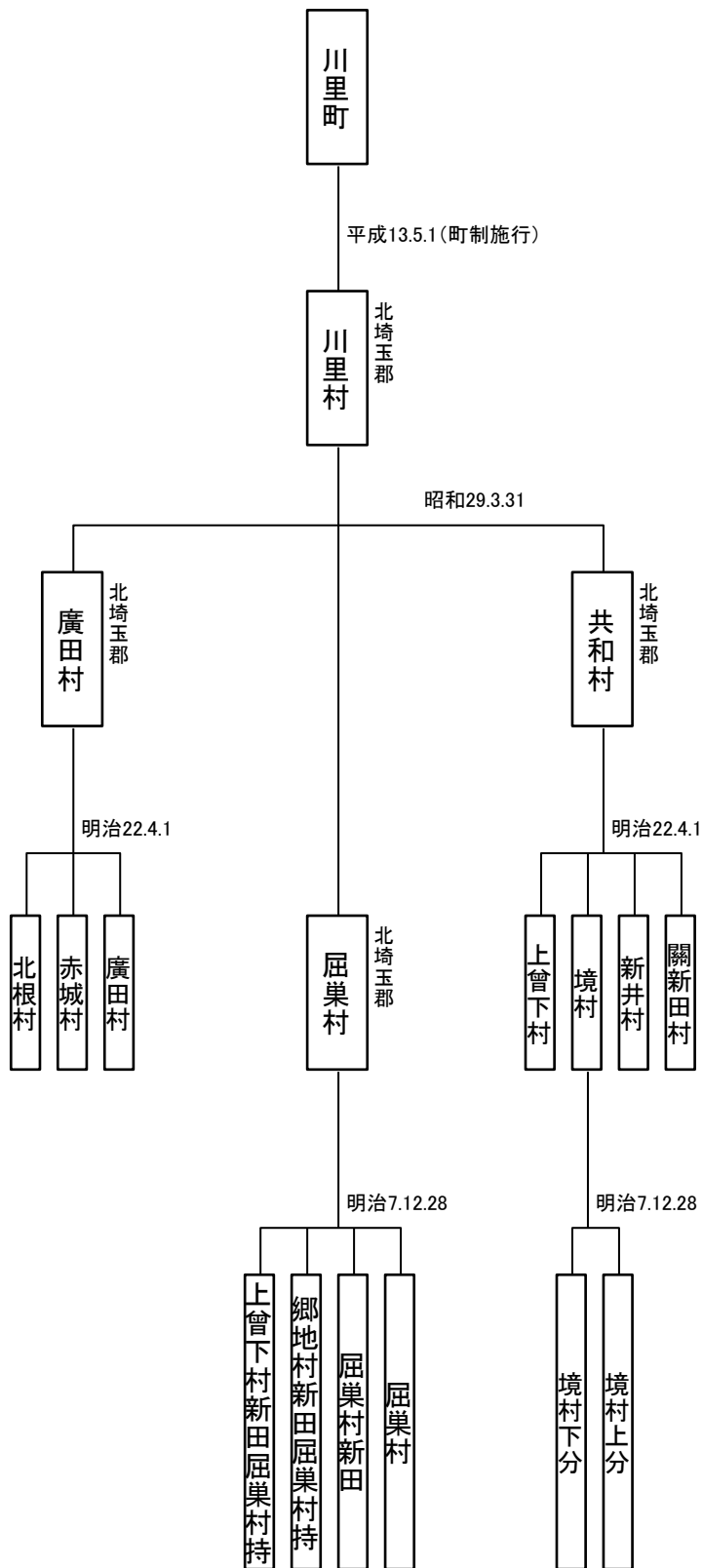
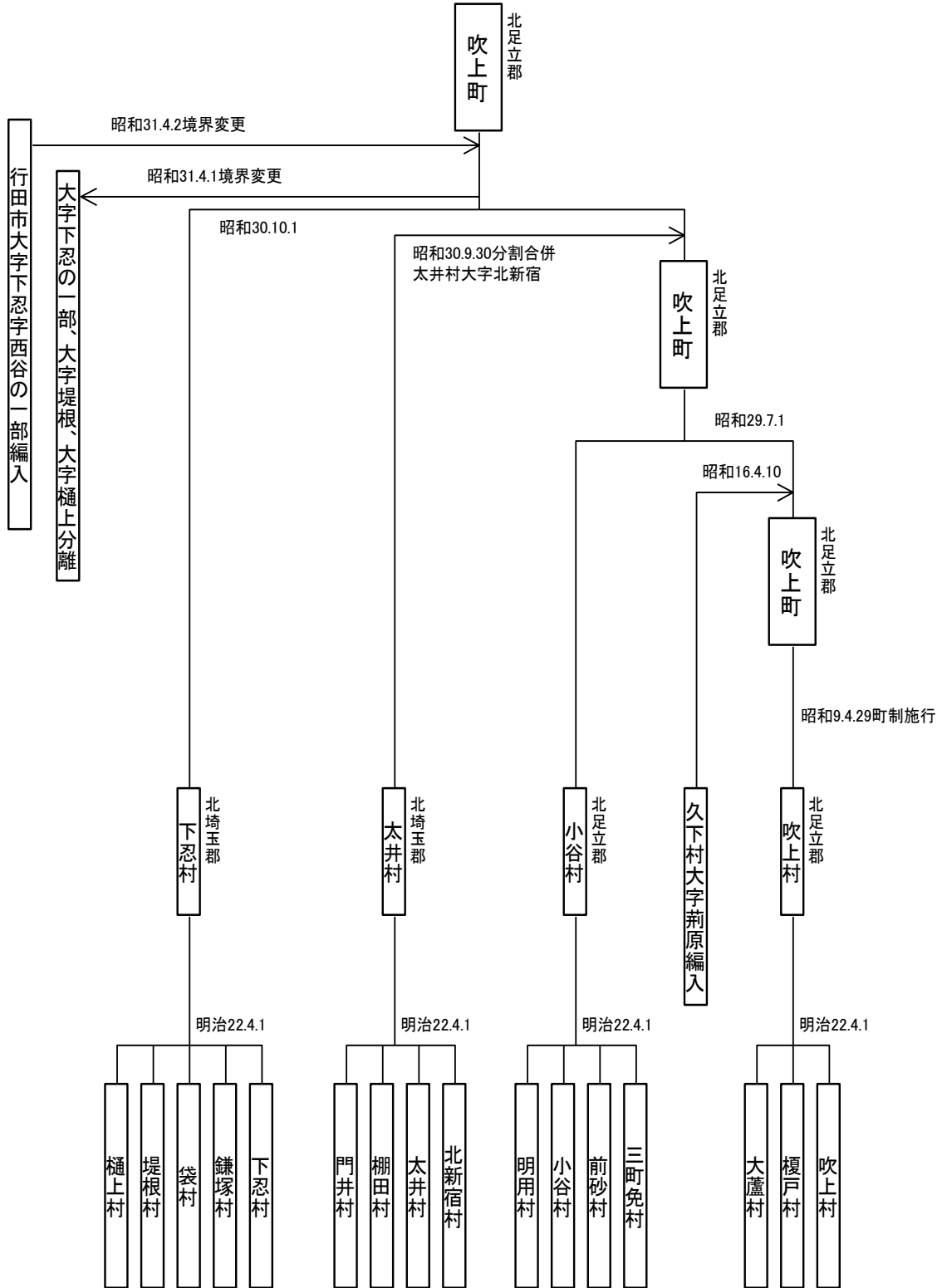


図 合併の経緯（吹上町）



(5) 産業構造

①産業別就業人口

平成12年現在の産業別就業者数は下表のとおりで、1市2町の総就業者数約6万人のうち、第1次産業が4.8%、第2次産業が30.5%、第3次産業が64.7%の構成比となっており、埼玉県の実業構造とほぼ同様の傾向となっています。

市町別に見ると、鴻巣市、吹上町においては、埼玉県の実業構造とほぼ同様の傾向となっている一方、川里町においては、第1次産業が21.7%、第2次産業が29.1%、第3次産業が49.2%となっており、第1次産業の実業割合が高く、埼玉県及び2市町とは異なった実業構造となっています。

表 産業別就業人口

| | 就業人口（人） | | | | 構成比（%） | | |
|------|---------|-----------|-----------|-----------|--------|-------|-------|
| | 第1次人口 | 第2次人口 | 第3次人口 | 合計 | 第1次人口 | 第2次人口 | 第3次人口 |
| 1市2町 | 2,858 | 18,288 | 38,813 | 59,959 | 4.8% | 30.5% | 64.7% |
| 鴻巣市 | 1,437 | 12,330 | 27,391 | 41,158 | 3.5% | 30.0% | 66.5% |
| 川里町 | 927 | 1,246 | 2,102 | 4,275 | 21.7% | 29.1% | 49.2% |
| 吹上町 | 494 | 4,712 | 9,320 | 14,526 | 3.4% | 32.4% | 64.2% |
| 埼玉県 | 84,853 | 1,078,947 | 2,364,576 | 3,528,376 | 2.4% | 30.6% | 67.0% |

※第3次人口には分類不能を含みます。

（平成12年国勢調査）

②事業所

事業所統計から事業所数及び事業所における従業員数の推移を見ると、事業所数については、平成8年が最も多く、従業員数については、平成13年が最も多くなっています。

10年前と比較すると、鴻巣市においては、事業所数は101.5%とほぼ横ばいであり、従業員数は109.1%に増加しています。川里町においては、事業所数は97.5%とわずかに減少したものの、従業員数は132.5%と大幅に増加しています。

また、吹上町においては、事業所数は105.4%とわずかに増加したものの、従業員数は95.2%に減少しており、1市2町とも異なった傾向が見られます。

表 事業所数・従業員数の推移

| | 事業所数 | | | 従業員数（人） | | |
|------|-------|-------|-------|---------|--------|--------|
| | 平成3年 | 平成8年 | 平成13年 | 平成3年 | 平成8年 | 平成13年 |
| 1市2町 | 4,108 | 4,329 | 4,198 | 35,305 | 37,442 | 37,648 |
| 鴻巣市 | 2,757 | 2,947 | 2,799 | 21,795 | 23,597 | 23,784 |
| 川里町 | 322 | 336 | 314 | 2,700 | 3,217 | 3,578 |
| 吹上町 | 1,029 | 1,046 | 1,085 | 10,810 | 10,628 | 10,286 |

（事業所・企業統計調査）

③小売業

商業統計調査から小売業の商店数・販売額の推移を見ると、商店数は、平成11年まではほぼ同水準で推移してきましたが、それ以降は大幅に減少しています。

また、年間販売額は、平成6年に約900億円を突破し、平成9年まで微増の傾向にありましたが、それ以降は大幅に減少しています。

特に鴻巣市においては、商店数・販売額ともに大幅に減少しています。

表 小売業商店数・年間販売額の推移

| | 小売業商店数の推移 | | | | |
|------|------------------|------|------|-------|-------|
| | 平成3年 | 平成6年 | 平成9年 | 平成11年 | 平成14年 |
| 1市2町 | 993 | 989 | 959 | 996 | 886 |
| 鴻巣市 | 698 | 705 | 685 | 670 | 596 |
| 川里町 | 68 | 62 | 53 | 57 | 53 |
| 吹上町 | 227 | 222 | 221 | 269 | 237 |
| | 小売業年間販売額の推移 (億円) | | | | |
| | 平成3年 | 平成6年 | 平成9年 | 平成11年 | 平成14年 |
| 1市2町 | 849 | 935 | 970 | 953 | 833 |
| 鴻巣市 | 647 | 697 | 725 | 650 | 503 |
| 川里町 | 22 | 24 | 19 | 20 | 24 |
| 吹上町 | 180 | 214 | 226 | 283 | 306 |

(商業統計調査)

④卸売業

同じく商業統計調査から卸売業の商店数・年間販売額の推移を見ると、商店数は、平成9年まで減少傾向が続き、平成11年に一時的に増加したものの、平成14年は減少しています。

また、年間販売額は、平成6年に急激に増加したものの、平成9年に一転して減少し、その後は少しずつ増加に転じています。

表 卸売業商店数・年間販売額の推移

| | 卸売業商店数の推移 | | | | |
|------|------------------|-------|------|-------|-------|
| | 平成3年 | 平成6年 | 平成9年 | 平成11年 | 平成14年 |
| 1市2町 | 207 | 201 | 176 | 221 | 183 |
| 鴻巣市 | 134 | 129 | 112 | 151 | 126 |
| 川里町 | 16 | 12 | 11 | 14 | 12 |
| 吹上町 | 57 | 60 | 53 | 56 | 45 |
| | 卸売業年間販売額の推移 (億円) | | | | |
| | 平成3年 | 平成6年 | 平成9年 | 平成11年 | 平成14年 |
| 1市2町 | 1,166 | 1,518 | 945 | 1,008 | 1,036 |
| 鴻巣市 | 978 | 1,275 | 615 | 807 | 916 |
| 川里町 | 13 | 17 | 18 | 31 | 32 |
| 吹上町 | 175 | 226 | 312 | 170 | 88 |

(商業統計調査)

⑤工業事業所

工業統計調査から工業事業所数（工場数）・製造品出荷額等の推移を見ると、工場数は、減少傾向にあり、製造品出荷額等は、増加と減少を繰り返しながら、全体として減少傾向となっています。

表 工業事業所数・製造品出荷額等の推移

| | 事業所数の推移 | | | | |
|------|-----------------|-------|-------|-------|-------|
| | 平成3年 | 平成6年 | 平成9年 | 平成11年 | 平成14年 |
| 1市2町 | 331 | 301 | 300 | 274 | 243 |
| 鴻巣市 | 221 | 195 | 204 | 177 | 155 |
| 川里町 | 44 | 43 | 40 | 43 | 42 |
| 吹上町 | 66 | 63 | 56 | 54 | 46 |
| | 製造品出荷額等の推移 (億円) | | | | |
| | 平成3年 | 平成6年 | 平成9年 | 平成11年 | 平成14年 |
| 1市2町 | 3,884 | 3,068 | 3,302 | 2,719 | 2,494 |
| 鴻巣市 | 1,391 | 1,157 | 1,173 | 744 | 1,096 |
| 川里町 | 523 | 475 | 523 | 627 | 551 |
| 吹上町 | 1,970 | 1,436 | 1,606 | 1,348 | 847 |

(工業統計調査)

(6) 日常生活圏

①通勤圏、通学圏

平成 12 年国勢調査から通勤・通学の動向を整理すると、1 市 2 町ともに通勤・通学圏が広範囲に広がっており、川里町の通勤流出・通勤流入を除き、流出人口が流入人口を上回っている状況にあります。

流出については、通勤・通学ともに現在のさいたま市のほか、隣接する市町が多くなっています。一方、流入については、通勤・通学ともに基本的に隣接する市町が多くなっています。なお、1 市 2 町内での通勤・通学も多い状況となっています。

表 常住地による従業市町(他市町への通勤流出)※15 歳以上通勤者

| 市町名 | 従業者 総数 | 自市町内へ 通勤 | 他市町への通勤流出 | | | | | その他 県内・県外 へ通勤 |
|-----|-----------|-------------|-----------|-------|-------|-------|-------|---------------------|
| | | | 第 1 位 | 第 2 位 | 第 3 位 | 第 4 位 | 第 5 位 | |
| 鴻巣市 | | | 大宮市 | 北本市 | 上尾市 | 行田市 | 浦和市 | |
| | 41,158 | 14,932 | 2,443 | 2,143 | 1,568 | 1,258 | 1,211 | 17,603 |
| | 100.0% | 36.3% | 5.9% | 5.2% | 3.8% | 3.1% | 2.9% | 42.8% |
| 川里町 | | | 鴻巣市 | 行田市 | 大宮市 | 上尾市 | 北本市 | |
| | 4,275 | 2,011 | 406 | 311 | 136 | 106 | 102 | 1,203 |
| | 100.0% | 47.0% | 9.5% | 7.3% | 3.2% | 2.5% | 2.4% | 28.1% |
| 吹上町 | | | 行田市 | 熊谷市 | 鴻巣市 | 大宮市 | 浦和市 | |
| | 14,526 | 5,086 | 1,164 | 1,017 | 726 | 688 | 437 | 5,408 |
| | 100.0% | 35.0% | 8.0% | 7.0% | 5.0% | 4.8% | 3.0% | 37.2% |

※平成 12 年データのため、合併前の市町村名が入っています。

(平成 12 年国勢調査)

表 常住地による通学市町(他市町への通学流出)※15 歳以上通学者

| 市町名 | 通学者 総数 | 自市町内へ 通学 | 他市町への通学流出 | | | | | その他 県内・県外 へ通学 |
|-----|-----------|-------------|-----------|-------|-------|-------|-------|---------------------|
| | | | 第 1 位 | 第 2 位 | 第 3 位 | 第 4 位 | 第 5 位 | |
| 鴻巣市 | | | 大宮市 | 浦和市 | 上尾市 | 熊谷市 | 川越市 | |
| | 6,232 | 1,401 | 605 | 325 | 247 | 230 | 212 | 3,212 |
| | 100.0% | 22.5% | 9.7% | 5.2% | 4.0% | 3.7% | 3.4% | 51.5% |
| 川里町 | | | 騎西町 | 鴻巣市 | 大宮市 | 羽生市 | 熊谷市 | |
| | 629 | 68 | 77 | 42 | 39 | 36 | 33 | 334 |
| | 100.0% | 10.8% | 12.2% | 6.7% | 6.2% | 5.7% | 5.3% | 53.1% |
| 吹上町 | | | 大宮市 | 熊谷市 | 本庄市 | 鴻巣市 | 東松山市 | |
| | 2,029 | 336 | 170 | 141 | 108 | 103 | 81 | 1,090 |
| | 100.0% | 16.6% | 8.4% | 6.9% | 5.3% | 5.1% | 4.0% | 53.7% |

※平成 12 年データのため、合併前の市町村名が入っています。

(平成 12 年国勢調査)

表 従業地による常住市町(他市町からの通勤流入)※15歳以上通勤者

| 市町名 | 当地に 従業する 総数 | 自市町内に 常住 | 他市町からの通勤流入 | | | | | その他 県内・県外 からの通勤 |
|-----|-------------------|-------------|------------|-------|------|------|------|-----------------------|
| | | | 第1位 | 第2位 | 第3位 | 第4位 | 第5位 | |
| 鴻巣市 | | | 北本市 | 行田市 | 吹上町 | 熊谷市 | 上尾市 | |
| | 24,528 | 14,932 | 1,405 | 946 | 726 | 636 | 579 | 5,304 |
| | 100.0% | 60.9% | 5.7% | 3.9% | 2.9% | 2.6% | 2.4% | 21.6% |
| 川里町 | | | 行田市 | 鴻巣市 | 騎西町 | 吹上町 | 上尾市 | |
| | 4,360 | 2,011 | 564 | 470 | 173 | 154 | 138 | 850 |
| | 100.0% | 46.1% | 12.9% | 10.8% | 4.0% | 3.5% | 3.2% | 19.5% |
| 吹上町 | | | 行田市 | 熊谷市 | 鴻巣市 | 深谷市 | 妻沼町 | |
| | 10,875 | 5,086 | 1,437 | 888 | 862 | 213 | 158 | 2,231 |
| | 100.0% | 46.8% | 13.2% | 8.2% | 7.9% | 2.0% | 1.4% | 20.5% |

(平成12年国勢調査)

表 通学地による常住市町(他市町からの通学流入)※15歳以上通学者

| 市町名 | 当地に 通学する 総数 | 自市町内に 常住 | 他市町からの通学流入 | | | | | その他 県内・県外 からの通学 |
|-----|-------------------|-------------|------------|------|------|------|------|-----------------------|
| | | | 第1位 | 第2位 | 第3位 | 第4位 | 第5位 | |
| 鴻巣市 | | | 熊谷市 | 行田市 | 吉見町 | 吹上町 | 北本市 | |
| | 2,929 | 1,401 | 124 | 117 | 105 | 103 | 99 | 980 |
| | 100.0% | 47.8% | 4.2% | 4.0% | 3.6% | 3.5% | 3.4% | 33.5% |
| 川里町 | | | 行田市 | | | | | |
| | 69 | 68 | 1 | — | — | — | — | — |
| | 100.0% | 98.6% | 1.4% | — | — | — | — | — |
| 吹上町 | | | 鴻巣市 | 熊谷市 | 行田市 | 北本市 | 大里町 | |
| | 720 | 336 | 104 | 52 | 50 | 41 | 29 | 108 |
| | 100.0% | 46.7% | 14.4% | 7.2% | 7.0% | 5.7% | 4.0% | 15.0% |

(平成12年国勢調査)

②商圏、医療圏

a. 商圏（買物動向）

平成 12 年彩の国広域消費動向調査から 1 市 2 町地域における主要な買物先（家族で買物を楽しむ場合の行き先）について、上位 5 地域をまとめると下表のとおりとなります。

1 市 2 町地域全体で見ると、鴻巣市及び吹上町で買物を楽しむ割合が半数以上を占めています。

表 1 市 2 町地域の買物動向(家族で買物を楽しむ場合の行き先)

| | | | | | | |
|-----|-------|-------|-------|-------|------|------|
| 鴻巣市 | 市内 | 吹上町 | 大宮市 | 北本市 | 熊谷市 | 上尾市 |
| | 22.1% | 20.9% | 15.2% | 9.5% | 7.4% | 7.2% |
| 川里町 | 町内 | 鴻巣市 | 吹上町 | 熊谷市 | 大宮市 | 行田市 |
| | 0.0% | 31.3% | 31.3% | 12.5% | 6.3% | 6.3% |
| 吹上町 | 町内 | 熊谷市 | 大宮市 | 行田市 | 上尾市 | 都内 |
| | 55.6% | 17.1% | 7.7% | 4.3% | 3.4% | 1.7% |

※平成 12 年データのため、合併前の市町村名が入っています。 (平成 12 年彩の国広域消費動向調査)

b. 医療圏

1 市 2 町は、さいたま市や上尾市・桶川市・北本市・伊奈町・蕨市・戸田市・川口市・鳩ヶ谷市とともに、「中央保健医療圏」に位置付けられています。なお、1 市 2 町における病院数は 4 となっており、診療所数は 113 となっています。

表 市町別の病院・診療所の状況

| | 病院数 | 診療所数 |
|----------|-----|------|
| 1 市 2 町計 | 4 | 113 |
| 鴻巣市 | 3 | 81 |
| 川里町 | 1 | 3 |
| 吹上町 | 0 | 29 |

(平成 14 年度市町村公共施設概要)

(7) 交通体系

鉄道交通では、都心と高崎方面を結ぶ J R 高崎線が鴻巣駅・北鴻巣駅・吹上駅を経て南北に貫き、1 市 2 町における通勤・通学の主要な交通手段となっています。

道路交通では、J R 高崎線と並行して国道 17 号及び熊谷バイパス等が通過し、首都圏と上信越方面を結ぶ交通の要衝となっています。

また、市街地を通る主要地方道鴻巣桶川さいたま線及び県道鎌塚鴻巣線（中山道）と主要地方道東松山鴻巣線（加須鴻巣線）、主要地方道鴻巣羽生線、県道行田東松山線が地区内外を結ぶ主要道路となっています。

さらに、計画されている上尾道路などの開通に伴い、より一層道路交通の要衝としての役割が高くなるものと期待されています。

(8) 財政状況

平成14年度普通会計決算から1市2町の主要な財政指標を見ると、下表のとおりとなります。(資料：埼玉縣市町村決算概要等)

① 財政力指数

財政の自立度を示す財政力指数は、1市2町とも平成11年度以降、ほぼ横ばいで推移しています。

| | 10年度 | 11年度 | 12年度 | 13年度 | 14年度 |
|-----|-------|-------|-------|-------|-------|
| 鴻巣市 | 0.745 | 0.718 | 0.700 | 0.697 | 0.709 |
| 川里町 | 0.452 | 0.447 | 0.443 | 0.459 | 0.479 |
| 吹上町 | 0.667 | 0.678 | 0.668 | 0.669 | 0.666 |

② 経常収支比率

財政構造の弾力性を示す経常収支比率については、80%を超える場合は注意が必要であるとされており、1市2町における経常収支比率は、年々上昇傾向にあることから、財政が硬直化している状況がうかがえます。

| | 10年度 | 11年度 | 12年度 | 13年度 | 14年度 |
|-----|-------|-------|-------|-------|-------|
| 鴻巣市 | 79.1% | 77.2% | 79.6% | 81.9% | 85.8% |
| 川里町 | 79.1% | 79.1% | 79.5% | 83.9% | 83.1% |
| 吹上町 | 88.6% | 90.4% | 83.9% | 86.9% | 91.8% |

③ 自主財源比率

自主財源比率は、歳入に対する市町村の裁量の大きさを判断する指標であり、比率が高いほど市町村の裁量が大きいとされています。

1市2町の自主財源比率は、平成13年度までは低下あるいは横ばいの傾向にあり、平成14年度は上昇しています。

| | 10年度 | 11年度 | 12年度 | 13年度 | 14年度 |
|-----|-------|-------|-------|-------|-------|
| 鴻巣市 | 59.2% | 57.0% | 57.2% | 56.2% | 62.9% |
| 川里町 | 44.2% | 44.4% | 45.6% | 47.9% | 52.5% |
| 吹上町 | 58.0% | 57.2% | 57.2% | 54.5% | 60.2% |

④ 税徴収率

税徴収率は、市町村税調定額に対する市町村税収入額の比率を表した指標であり、徴収率が高いほど財源を確保することができます。

1市2町の税徴収率は、わずかながらも年々低下傾向にあります。

| | 10年度 | 11年度 | 12年度 | 13年度 | 14年度 |
|-----|-------|-------|-------|-------|-------|
| 鴻巣市 | 94.5% | 94.5% | 94.1% | 93.6% | 92.7% |
| 川里町 | 98.9% | 98.7% | 98.0% | 97.2% | 96.9% |
| 吹上町 | 95.5% | 94.4% | 94.2% | 93.8% | 93.1% |

⑤ 1人あたりの市町村税収入

住民1人あたりの市町村税収入額は、鴻巣市、吹上町においては減少を続けており、川里町においては平成13年度まで減少傾向にあり、平成14年度は増加しています。

| | 10年度 | 11年度 | 12年度 | 13年度 | 14年度 |
|-----|----------|----------|----------|----------|----------|
| 鴻巣市 | 131.16千円 | 129.53千円 | 124.15千円 | 124.87千円 | 121.45千円 |
| 川里町 | 129.90千円 | 131.09千円 | 128.43千円 | 125.19千円 | 127.57千円 |
| 吹上町 | 151.24千円 | 135.23千円 | 134.28千円 | 134.15千円 | 129.95千円 |

⑥ 1人あたりの積立金現在額

住民1人あたりの積立金は、1市2町とも増減を繰り返しながら、全体的に減少傾向にあります。

| | 10年度 | 11年度 | 12年度 | 13年度 | 14年度 |
|-----|----------|----------|----------|----------|----------|
| 鴻巣市 | 38.63千円 | 38.65千円 | 18.63千円 | 18.85千円 | 26.53千円 |
| 川里町 | 200.03千円 | 219.51千円 | 200.76千円 | 153.76千円 | 142.70千円 |
| 吹上町 | 47.80千円 | 46.75千円 | 52.06千円 | 77.34千円 | 33.18千円 |

⑦ 1人あたりの純債務

住民1人あたりの純債務は、1市2町とも減少傾向にありましたが、近年増加傾向にあります。

| | 10年度 | 11年度 | 12年度 | 13年度 | 14年度 |
|-----|----------|----------|----------|----------|----------|
| 鴻巣市 | 186.64千円 | 177.51千円 | 212.21千円 | 215.30千円 | 209.58千円 |
| 川里町 | 55.66千円 | 25.68千円 | 35.03千円 | 101.89千円 | 106.36千円 |
| 吹上町 | 250.26千円 | 238.94千円 | 232.03千円 | 223.58千円 | 297.98千円 |

⑧ 公債費比率

一般財源に占める公債費の割合を示す公債費比率は、鴻巣市、吹上町においては上昇傾向にあり、川里町においてはほぼ横ばいで推移しています。

| | 10年度 | 11年度 | 12年度 | 13年度 | 14年度 |
|-----|-------|-------|-------|-------|-------|
| 鴻巣市 | 10.2% | 10.1% | 10.4% | 10.5% | 10.9% |
| 川里町 | 12.2% | 12.1% | 12.2% | 12.3% | 11.9% |
| 吹上町 | 11.7% | 11.8% | 12.4% | 12.6% | 14.1% |

⑨起債制限比率

起債制限比率は、15%を超えると警戒が必要であり、20%を超えると地方債の発行が制限されます。

1市2町においては、ほぼ横ばいで推移しています。

| | 10年度 | 11年度 | 12年度 | 13年度 | 14年度 |
|-----|------|------|------|------|------|
| 鴻巣市 | 5.3% | 5.0% | 4.9% | 5.2% | 5.8% |
| 川里町 | 8.9% | 8.3% | 8.2% | 8.2% | 8.1% |
| 吹上町 | 9.9% | 9.6% | 9.5% | 9.5% | 9.8% |

(9) 主な公共施設の整備状況

1市2町における主要な公共施設の整備状況は下表のとおりとなっています。

| 平成14年度公共施設等状況 | | 鴻巣市 | 川里町 | 吹上町 | |
|---------------|----------------|---------|---------|--------|-------|
| 公共施設整備状況 | 道路延長 | km | 631 | 238 | 253 |
| | 交通不能道延長* | km | 221 | 102 | 6 |
| | 改良率 | % | 59.9 | 46.3 | 40.0 |
| | 舗装率 | % | 62.4 | 60.2 | 71.6 |
| | 公立小学校 | 校 | 12 | 3 | 4 |
| | 公立小学校学級数 | クラス | 170 | 20 | 50 |
| | 公立中学校 | 校 | 5 | 1 | 2 |
| | 公立中学校学級数 | クラス | 82 | 8 | 26 |
| | 保育所施設充足率 | % | 89.5 | 105 | 87.3 |
| | 幼稚園施設充足率 | % | 88.3 | - | 114.6 |
| | 公共下水普及率(人口比) | % | 76.8 | 0.0 | 77.4 |
| | し尿衛生処理率 | % | 100 | 100 | 100 |
| | ごみ焼却・高速堆肥化処理率 | % | 76.3 | 50.7 | 79.3 |
| | 集会施設 | 箇所 | 68 | 14 | 19 |
| | 公会堂・市民会館 | 箇所 | 1 | 1 | 0 |
| | 公民館 | 箇所 | 7 | 2 | 1 |
| | 児童館 | 箇所 | 6 | 0 | 0 |
| | 図書館 | 箇所 | 1 | 1 | 1 |
| | 体育館 | 箇所 | 2 | 0 | 1 |
| | 陸上競技場 | 箇所 | 1 | 0 | 1 |
| プール | 箇所 | 1 | 0 | 1 | |
| 勤労青少年ホーム | 箇所 | 1 | 0 | 1 | |
| 都市公園等 | 箇所 | 87 | 13 | 32 | |
| 都市公園等面積 | m ² | 333,500 | 131,619 | 96,600 | |

※幅員・曲線半径等の状況により、最大積載量4トンの普通貨物自動車が行き通れない路線。

(平成14年度市町村公共施設概要)

(10) 住民意向調査結果の概要

新しいまちの施策に関する1市2町の住民の意向は以下の通りです。

①新しいまちの施策について

合併したら重視すべき施策としては、「医療体制の充実」「商店街の活性化など商業の振興」「防犯灯設置など防犯対策の推進」が順に多くあげられています。

《市町別》

「医療体制の充実」は共通して多くあげられており、川里町以外では最も多い回答となっています。川里町で、最も多くあげられた「鉄道・バスなどの公共交通機関の充実」は、吹上町でも、3番目に多くなっています。

《性別》

「医療体制の充実」「商店街の活性化など商業の振興」が共通して上位2項目となっています。次いで多いのは、男性は「身近な生活道路の整備」、女性は「防犯灯設置など防犯対策の推進」となっています。

《年代別》

「医療体制の充実」「商店街の活性化など商業の振興」は共通して上位にあげられています。このほか「18～19歳」「20～39歳」といった若い世代では「鉄道・バスなどの公共交通機関の充実」、「40～59歳」では「防犯灯設置など防犯対策の推進」、「60歳以上」では「身近な生活道路の整備」と「高齢者のための施設やサービスの整備充実」が各々上位となっています。

図 新しいまちの施策

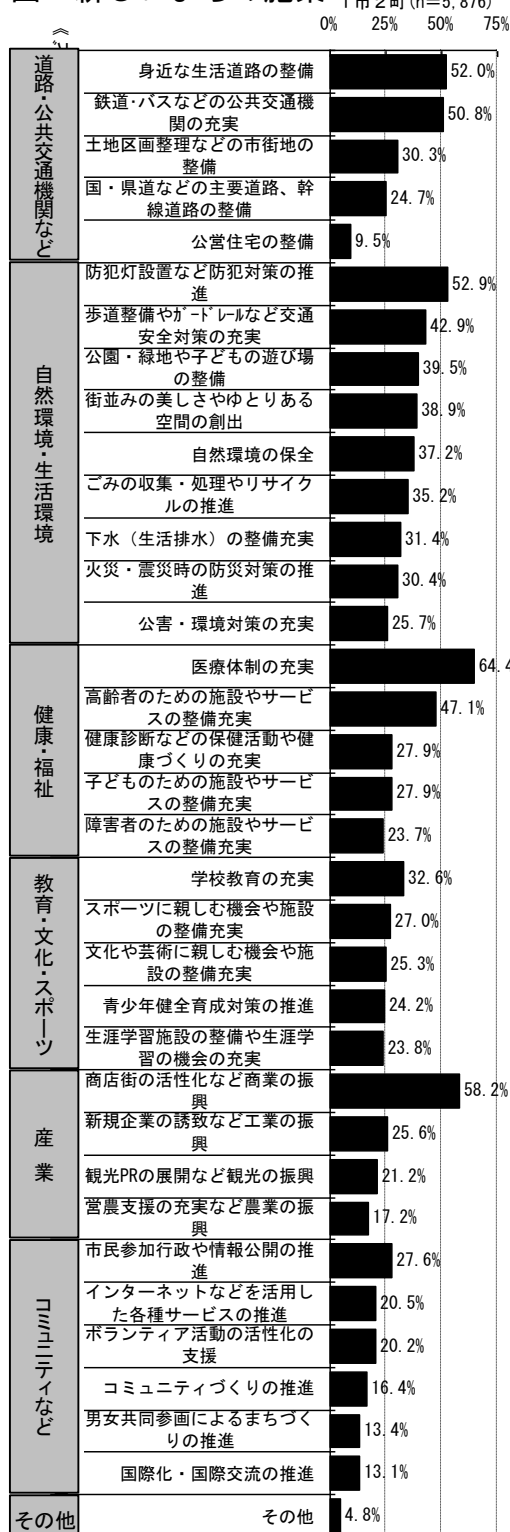
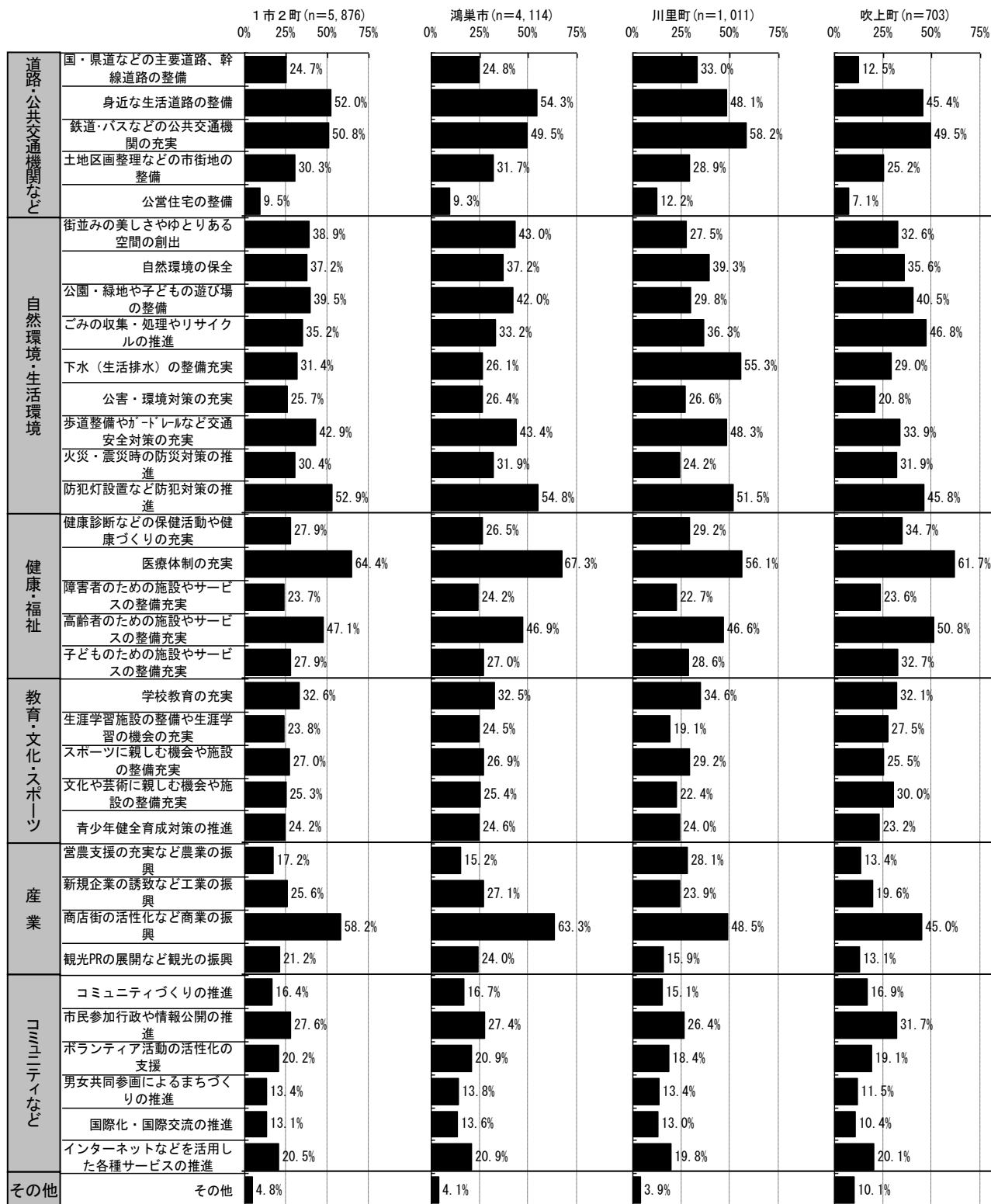


図 新しいまちの施策/市町別



②特に重視すべき施策について

特に重視すべき施策の1位としてあげられた上位は「医療体制の充実」「身近な生活道路の整備」「鉄道・バスなどの公共交通機関の充実」の順となっています。「医療体制の充実」のほか「商店街の活性化など商業の振興」「防犯灯設置など防犯対策の推進」は共通して上位5項目にあげられています。

《市町別》

1位の最上位は、鴻巣市では「医療体制の充実」、川里町と吹上町では「鉄道・バスなどの公共交通機関の充実」となっています。

《性別》

1位にあげられた項目をみると、最上位は、男性では「身近な生活道路の整備」、女性では「医療体制の充実」となっています。これらのほか「鉄道・バスなどの公共交通機関の充実」「商店街の活性化など商業の振興」が共通して上位4項目となっています。

《年代別》

「18～19歳」「20～39歳」といった若い世代では「鉄道・バスなどの公共交通機関の充実」、「40～59歳」では「医療体制の充実」、「60歳以上」では「身近な生活道路の整備」がそれぞれ1位の最上位となっています。「鉄道・バスなどの公共交通機関の充実」と「身近な生活道路の整備」は各年代で共通して1位の上位5項目にあげられています。

図 新しいまちの施策で
特に重視すべきもの(上位5項目)

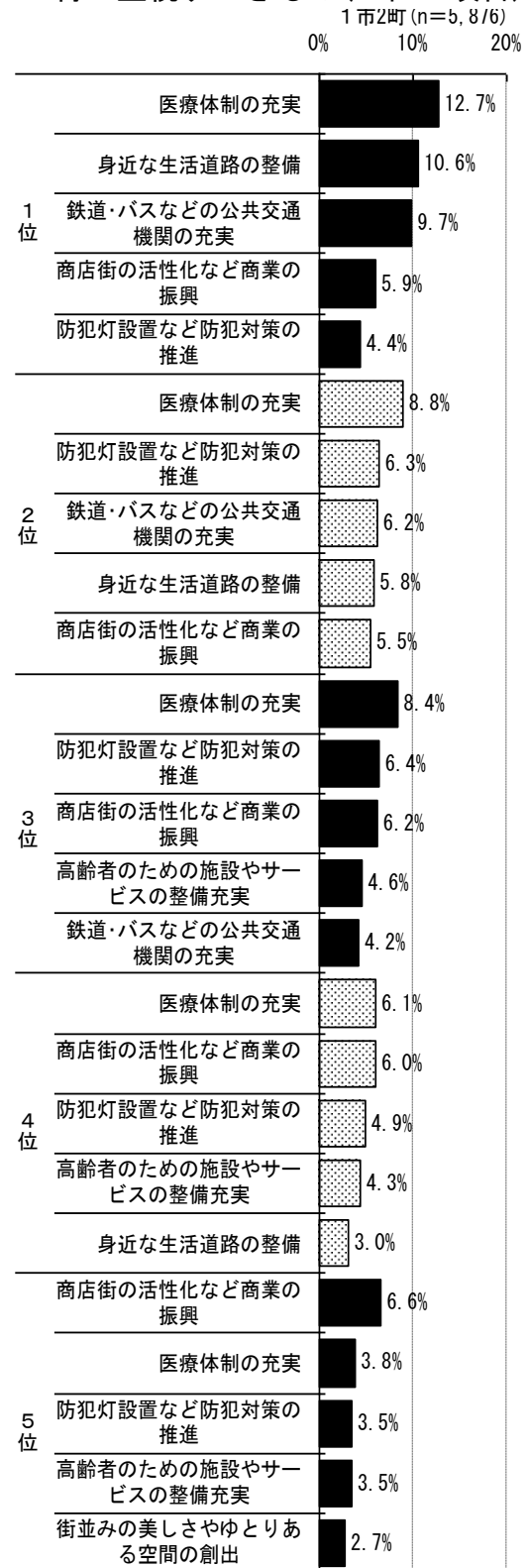
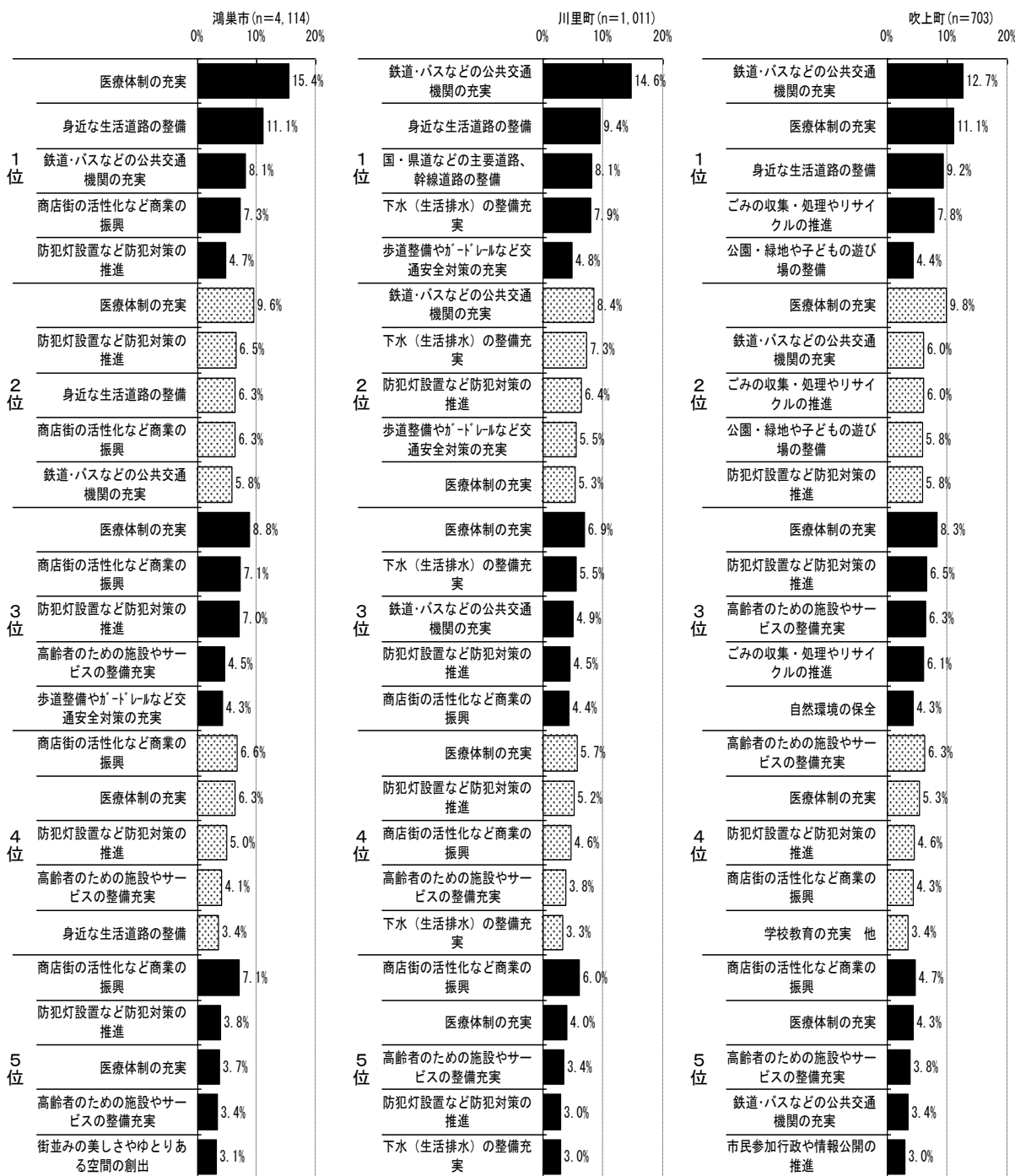


図 新しいまちの施策で特に重視すべきもの/市町別(上位5項目)



調査の概要

対象：1市2町に在住の18歳以上の方
 (鴻巣市10,000人、川里町2,000人、吹上町2,000人)
 期間：平成15年10月27日～11月10日(鴻巣市・川里町)
 平成16年7月26日～8月12日(吹上町)
 回答率：42.0%(鴻巣市41.1%、川里町50.6%、吹上町35.2%)
 ※1市2町の有効回答数には、鴻巣市・川里町調査実施時の居住地未記入48票を含む

第4章

基本指標の見通し

1. 人口推計

(1) 将来人口

1市2町は、都心から50km圏内に位置するといった有利な条件から、人口の増加を続けており、平成12年には約12万人となっています。

国の推計によると、我が国の人口は近くピークを迎え減少に転じることとなり、すでに23道県で平成7年から12年にかけて人口が減少しています。しかし、東京都とその周辺県の人口シェアは増大し、埼玉県も本計画の目標年次である平成27年までは人口増加が続くものと予想されます。

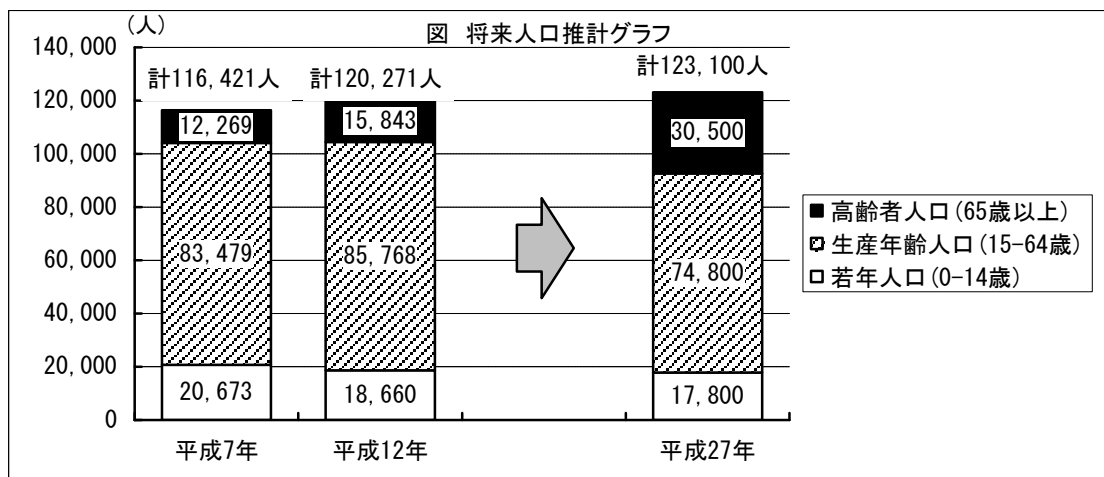
このような情勢の中、新市の人口も計画期間は増加が見込まれるものの、その増加割合は低いものと予想され、平成27年の推計人口は約123,100人^{*}と推計されます。

^{*}長期的視点からみるため、平成7年及び12年のデータを用いたコーホート要因法による推計値に増減比の補正を行った数値です。

①年齢別人口

我が国では少子高齢化が進んでおり、今後もこの傾向は続くものと予想されています。

新市においても同様の傾向が見られ、平成27年の若年（年少）人口（0～14歳）は約17,800人、生産年齢人口（15～64歳）は約74,800人、高齢者人口（65歳以上）は約30,500人と推計され、より一層少子高齢化が進行すると予想されます。



②就業人口

就業人口について推計すると、生産年齢人口（15歳～64歳）の減少に伴い、就業人口も減少することが予測され、平成27年の就業人口は約56,400人になると予想されます。

(2) 世帯数

全国的に世帯の小規模化が進んでおり、近年、1市2町もその傾向がうかがえます。今後もこの傾向は続き、近年のすう勢から見ると平成27年の1世帯人員は約2.55人、世帯数は約48,200世帯になると推計されます。

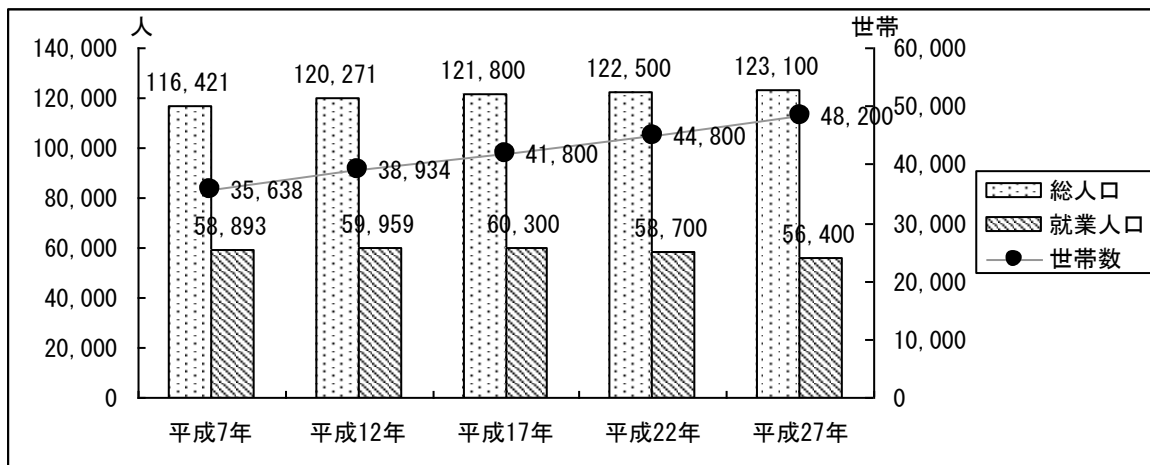
表 基本指標の見通し

| | | 平成7年 | 平成12年 | 平成17年 | 平成22年 | 平成27年 |
|-----------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|
| 総人口 | | 116,421人 | 120,271人 | 121,800人 | 122,500人 | 123,100人 |
| 年齢別人口 | 若年(年少)人口 (0~14歳) | 20,673人 | 18,660人 | 17,800人 | 17,600人 | 17,800人 |
| | 生産年齢人口 (15~64歳) | 83,479人 | 85,768人 | 84,500人 | 80,500人 | 74,800人 |
| | 高齢者人口 (65歳以上) | 12,269人 | 15,843人 | 19,500人 | 24,400人 | 30,500人 |
| 高齢化率 | | 10.5% | 13.2% | 16.0% | 19.9% | 24.8% |
| 就業人口 | | 58,893人 | 59,959人 | 60,300人 | 58,700人 | 56,400人 |
| 世帯数 (平均世帯人員) | | 35,638世帯 (3.27人) | 38,934世帯 (3.09人) | 41,800世帯 (2.91人) | 44,800世帯 (2.73人) | 48,200世帯 (2.55人) |
| | | | 実績値(国勢調査) | | 推計値 | |

※平成7・12年の高齢者人口には年齢不詳人口を含みます。

※就業人口推計は、生産年齢人口(15歳~64歳)に平成12年の生産年齢人口に対する就業率66%を乗じて算出した数値に、高齢者人口(65歳以上)に平成12年の高齢者人口に対する就業率23%を乗じて算出した数値を加えて推計しました。

図 人口推計等グラフ



参考 1市2町別将来推計人口

| | 平成7年 | 平成12年 | 平成17年 | 平成22年 | 平成27年 | |
|--------|----------|----------|-----------|----------|----------|--|
| 1市2町合計 | 116,421人 | 120,271人 | 121,800人 | 122,500人 | 123,100人 | |
| 鴻巣市 | 80,354人 | 84,100人 | 85,600人 | 86,300人 | 86,900人 | |
| 川里町 | 8,077人 | 8,002人 | 8,000人 | 7,900人 | 7,900人 | |
| 吹上町 | 27,990人 | 28,169人 | 28,200人 | 28,300人 | 28,300人 | |
| | | | 実績値(国勢調査) | | 推計値 | |

1. 新市の将来像

(1) 新しいまちづくりの基本理念

現在、地方自治体を取り巻く状況は、地方分権の進展、少子高齢化の進行、国際化、情報化など、大きな時代の転換期を迎えています。

21世紀に誕生する新市は、このような社会の変化に対応した総合行政体として、「自己決定・自己責任」を原則に、新たな意識を持って、いきいきと住みよいまちづくりを行うとともに、地域の資源や特色を生かした個性的なまちづくりをめざします。

新市は、全国に誇る「花」をはじめ、河川や田園などの豊かな「緑」に恵まれており、また、住宅や産業基盤などが集積した都市の活力を有する地域をあわせ持つとともに、住民活動に支えられた独自の歴史や文化が息づいています。

わたしたちは、先人の英知と努力により築いてきたこの豊かな地域を継承し、21世紀の新市を築くため、次の3点を基本理念の柱とします。

すべての「人」が文化に親しみ、安全・安心、そして快適な暮らしを守るまちづくり

わたしたちのまちは、ここに暮らし、活動している人々によって支えられています。このまちをさらに発展させていくために、安全・安心な暮らしを確保した上で、子どもから高齢者まですべての人々が快適に、かつ、夢と生きがいを持って暮らすことのできるまちを市民みんなで創ります。

このような環境を確保することにより、市民活動が活発になり、地域の伝統文化を受け継ぎ、新たな文化・芸術が生まれる「活力のあるまち」を創ります。

「花」を生かした個性的で魅力的なまちづくり

わたしたちのまちは、東日本最大の「花き市場」を有する全国に誇る「花のまち」です。

「花」は、まちの活力を生み出し、また、心や暮らしに彩りとうるおい、安らぎを与え、わたしたちの暮らしを豊かなものにしてくれます。

これからも花を最大限活用し、まちの個性や魅力を高めるとともに、すべての人々に幸せを届け、将来にわたって発展できるまちを市民みんなで創ります。

河川や田園など豊かで美しい「緑」を守るまちづくり

わたしたちのまちは、埼玉県之母なる川である荒川、中央部を流れる元荒川、北部を流れる見沼代用水、広大な田園地帯や武蔵野の面影をしのぼせる雑木林など、先人が守り育ててきた豊かで美しい緑に恵まれています。

これらの緑を次世代に伝えていくため、保全・育成に努めるとともに、まちづくりに活用し、日常生活にうるおいや安らぎを与え、個性的で魅力のあるまちを市民みんなで創ります。

(2) 将来都市像

まちの原動力となる「人」、全国に誇る「花」、河川や田園風景に代表される「緑」など、新市のこうした特長は、今後のまちづくりの根幹を支える大切な地域財産です。

わたしたちはこれらの貴重な財産をさらに発展させ、次の世代へと引き継いでいくための目標となる将来都市像を、

「花かおり 緑あふれ 人輝くまち こうのす」と定めます。

新市の将来都市像

花かおり 緑あふれ 人輝くまち こうのす

新市においては、荒川や元荒川、広大な田園地帯などの豊かな「緑」、シンボルである「花」につつまれた環境の中で、まちを支える「人」が、輝きながら住み続けることができるまちを創ります。

2. 新市の都市構造

(1) 基本的考え方

新市がめざす将来の姿や新市の将来都市像とともに示す新市の都市構造を、以下の基本的な考え方に基づき設定します。なお、新市においては、将来都市像及び都市構造を実現するためのまちづくりを優先的に取り組むものとします。

○地域格差のない均衡ある発展

鴻巣市と川里町及び吹上町の対等な立場での合併により生まれる新市においては、市全体の均衡ある発展を第一にまちづくりを進めていくことが重要であり、これを実現できる都市構造の構築が必要となっています。

現在の1市2町の市街地分布状況や近年の社会経済情勢などを考慮すると、都市機能の整備・充実や地域資源の活用などにより、地域の発展を先導する地域と豊かな自然を保全する地域に大別し、これらの連携を都市構造に位置付け、その実現を図ることにより、均衡ある発展を効果的に進める必要があります。

○花を生かした新市の個性・魅力の創出

少子高齢化の進行により人口の減少が予想される中、活力ある都市として将来的にも発展するためには、都市の独自性を確立する必要があります。

新市においては、主要産業であり、日々の生活にうるおいと安らぎを与え、住民からも広く認知されている「花」があり、これを新市の個性や魅力づくりに活用していくことが重要となっています。

まちづくりにおいても「花」の積極的な活用は不可欠であり、都市構造に位置付ける必要があります。

○自然環境と市街地の共生

新市において、河川や美しい景観を創出する農地などの自然環境は、将来に受け継ぐべき貴重な財産であり、住民も自然環境の保全に高い関心があります。

このような自然環境を将来にわたって適正に保全し、市街地と周辺の自然環境が共生できるまちづくりを推進するため、都市構造においても、自然環境と共生した市街地の基本的な姿を位置付ける必要があります。なお、新市の都市構造は長期的な目標を表すものとし、計画期間においては、長期的な目標の実現に向けて基礎となる都市基盤施設を中心に整備を図っていく必要があります。

(2) 新市の都市構造

①土地利用の状況

新市の行政区域面積は、67.49 km²(6,749ha)で、このうちの22%にあたる14.87 km²(1,487ha)が市街化区域、78%にあたる52.62 km²(5,262ha)が市街化調整区域となっています。この市街化調整区域のうち、農業振興地域が49.22 km²(4,922ha)と市街化調整区域の大半を占めています。

新市は、首都圏50 kmに位置しながらも、水や緑など恵まれた自然環境を残した地域であり、花や果樹、水稻に代表される農業が盛んな地域となっています。

また、人口集積の面から見ると、新市を南北に走るJR高崎線や国道17号沿いに既成の市街地が広がっています。

これら土地利用状況や新市都市構造の基本的な考え方を踏まえ、以下のとおり新市の都市構造を設定します。

②新市の都市構造

○均衡ある発展を実現する拠点の形成

周辺住民の利便性を向上し、周辺地域の発展を先導することにより、市全体の均衡ある発展を実現する役割を担う拠点を、新市の市民が日常的に多く利用する鴻巣駅、北鴻巣駅、吹上駅及びふるさと館の周辺に形成し、行政サービスなどの機能充実を図ります。特に鴻巣駅周辺は、新市の玄関口として市全体を視野に入れた都市機能の充実や都市基盤整備を推進します。

○新市のシンボルとして“花の交流拠点”を形成

住民の生活にうるおいと安らぎを与え、新市の個性や魅力となる「花」のまちづくりへの活用を先導し、対外的にも広くアピールする「花の交流拠点」を形成します。特に東日本最大の花き市場である鴻巣フラワーセンター周辺や、近隣住民はもとより、県内外から多くの観光客が訪れるコスモスアリーナふきあげ周辺を中心とした「花の交流拠点」の整備を推進します。

○地域資源を生かした各種拠点、軸の形成

歴史や文化、自然、産業などの地域資源を活用し、新市の魅力や個性につながる各種拠点を形成します。

また、新市における自然環境の適正な保全・活用を象徴する軸を、市内を流れる河川が有する親水機能を活用して形成します。

○新市内の交流を促すネットワークの形成

JR高崎線や国道17号等が骨格となる広域交通軸（都市骨格軸）の強化のほか、各種拠点を結ぶ道路ネットワークを形成し、住民の利便性向上を図ります。

ネットワークには、自家用車やバスの利用を想定した道路網のほか、サイクリングロード等を活用した緑道のネットワークを形成し、これらを連携します。

③土地利用（ゾーニング）の方針

市街地ゾーン

居住のほか、商業・業務、工業などの都市活動を支える都市基盤を整備し、周辺の良い田園環境と調和した市街地を形成します。特に駅周辺においては、地域あるいは市全体の発展を先導し、住民の利便性を向上させる都市機能の充実を積極的に増進します。

○住宅地

緑に囲まれた快適で、うるおいと安らぎのある環境を創出するため、土地区画整理事業の推進などにより、道路や公園などの都市基盤の整備を図ります。特に既成市街地については、都市基盤の整備とともに、土地利用の混在や過密化の緩和・解消を図ります。既に良好な環境が形成されている住宅地においては、その環境を保全するとともに、緑化推進などに努めます。

また、北鴻巣駅西口地区、広田中央地区、北新宿地区においては土地区画整理事業により良好な住宅地の形成を図るとともに、社会経済情勢の変化などにあわせて、広田南部地区、北鴻巣駅西口地区に隣接する小谷地区における新たな住宅地の形成を検討します。

○商業・業務地

鴻巣駅周辺は、商業業務活動の中心、そして新市の玄関口としてふさわしいまちづくりを進めます。特に東口については、市街地再開発事業により公共施設や広場、歩行者空間、緑地など、都市基盤の整備を進め、高度な商業業務機能の集積を図ります。あわせて、歴史的街並みを生かしながら、中山道沿道地区の商業地機能の更新に努めます。

鴻巣駅西口についても、駅前交通広場やアクセス道路等の整備を推進し、商業施設などの立地を促進します。

北鴻巣駅周辺は、主に地域の日常購買需要に対応するとともに、鴻巣駅周辺の機能を補完する商業業務地として、都市基盤の整備及び商業・業務機能の充実を図ります。

吹上駅周辺は、鴻巣駅周辺の機能を補完する商業業務地として、既存商業業務地における商業・業務機能及び駅南口地域における業務・サービス機能の充実を図ります。

○工業地

川里工業団地や袋地区、箕田地区等の工業地は、都市基盤の整備・充実を進め、円滑な生産活動を可能にする操業環境を創出するとともに、公害の防止・抑制や緑化推進など周辺環境への配慮に努めます。

また、社会経済情勢の変化に対応した新たな企業立地の促進のほか、既存工業地における土地利用の混在なども踏まえて、新たな工業地開発を検討します。

○公共施設用地

行政サービスの提供、スポーツ・文化の振興などをはじめとする公共サービスを、機能的・効果的に提供するとともに、住民同士や他市町村との交流促進にも配慮し、周辺環境と調和した各種公共公益施設の集積地としての機能充実と環境整備を図ります。

○医療・福祉・産業集積地

広域幹線道路の整備により、自動車交通の拠点として地区のポテンシャルが飛躍的に向上することが見込まれることから、総合的な医療施設等を誘致するとともに、周辺の集落や農地の営農・生活環境に配慮しながら、地場産業である農業を軸とした新たなまちづくりの創造を推進します。

田園ゾーン

農地・河川をはじめとする豊かな自然を将来に受け継いでいくため、適正な保全を図ります。

また、緑につつまれた生活の場、余暇や憩いの空間形成に活用します。

○農業・集落地

食糧生産の場であるとともに、美しい景観の創出、防災機能など多面的な役割を担う農地の保全に努め、ほ場整備等による農業生産基盤の強化を図ります。

また、市民農園などの市民交流の場としての活用を図ります。

集落においては、集落内道路や生活排水対策などを進め、生活環境基盤の整備・充実を図ります。

○公園・緑地等

良好な自然環境の保全に努めるとともに、緑道の整備など、多くの人々の余暇活動、交流の場としての積極的な活用を図ります。

また、大規模公園については、自然環境とのふれあいの場、スポーツの場として整備します。

④拠点整備の方向性

市全体及び地域の均衡ある発展を実現する役割を担う拠点を位置付け、花を最大限活用しながら、各役割にあわせた整備や機能充実を図ります。

<主要拠点>

市全体及び地域の均衡ある発展を中心となって先導する地区を主要拠点として位置付けます。なお、新市のシンボルである花を活用した機能充実や多様な都市機能の集積等を積極的に行います。

○鴻巣中心拠点（鴻巣駅、鴻巣市役所周辺）

新市の玄関口となり、新市発展の中心的役割を担う拠点とするため、商業・業務・居住機能などの充実を図るとともに、歴史と文化が培った地域の特性等を生かしつつ、高度都市機能の集積を図り、にぎわいのある魅力的な中心拠点を形成します。

○北鴻巣地域拠点（北鴻巣駅周辺）

鴻巣中心拠点を補完しながら、歴史や文化が培った地域の特性を生かした居住・商業機能の充実、機能連携の強化を図ることにより、安心・快適な生活環境を創出し、地域の発展を先導する拠点とします。

○吹上地域拠点（吹上駅、吹上町役場周辺）

鴻巣中心拠点を補完しながら、歴史や文化など地域の特性を生かした居住・商業機能の充実、機能連携の強化を図ることにより、新市の副都心的な役割を担う環境を創出し、地域の発展を先導する拠点とします。

○川里地域拠点（ふるさと館、川里中央公園、旧青木邸、川里町役場周辺）

鴻巣中心拠点を補完しながら、行政サービスの提供や交流の場等として地域の特性を生かした機能連携の強化を図るとともに、地域振興の中心的役割を担う拠点とします。

○花の交流拠点（鴻巣フラワーセンター、コスモスアリーナふきあげ周辺）

花を最大限活用した新市の新たなシンボルとなる拠点とします。

<副次拠点>

主要拠点とともに新市の発展に寄与する地区を副次拠点として位置付け、地域の資源を活用した機能充実などを図ります。

○緑とスポーツの拠点

- ・上谷総合公園は、新市のスポーツ振興の中心となる公園として整備します。
- ・川里中央公園は、市民が自然とふれあうことのできる新市を代表する公園として整備します。
- ・荒川総合運動公園緑地は、スポーツのほか、コスモスや動植物の観察、環境学習などでもできる新市を代表する緑地空間として整備します。

○工業拠点

川里工業団地は、新市の工業振興の中心的役割を担う拠点として機能充実や環境整備を図ります。

⑤都市軸等整備の方向性

市全体及び地域の均衡ある発展を効率的に実現するための道路や河川などを都市軸として位置付けます。なお、拠点整備との連携に配慮して、花を最大限活用しながら、都市機能の充実や資源を生かした土地利用、美しい街並みの形成などを図ります。

また、都市軸と連携し、市民が身近に自然等と親しむことができるグリーンネットワークを形成します。

○都市骨格軸

新市の道路網の骨格であり、拠点が有する機能及び他市町村との広域連携をもたらす効果を周辺地域及び市全体に波及させる軸とします。

○道路ネットワーク

新市の一体性の速やかな確立を図り、市民生活や社会・経済の諸活動を支える幹線道路及びこれらに連携した生活道路の整備を計画的に推進し、新市内外を効果的に結ぶ道路ネットワークを構築します。

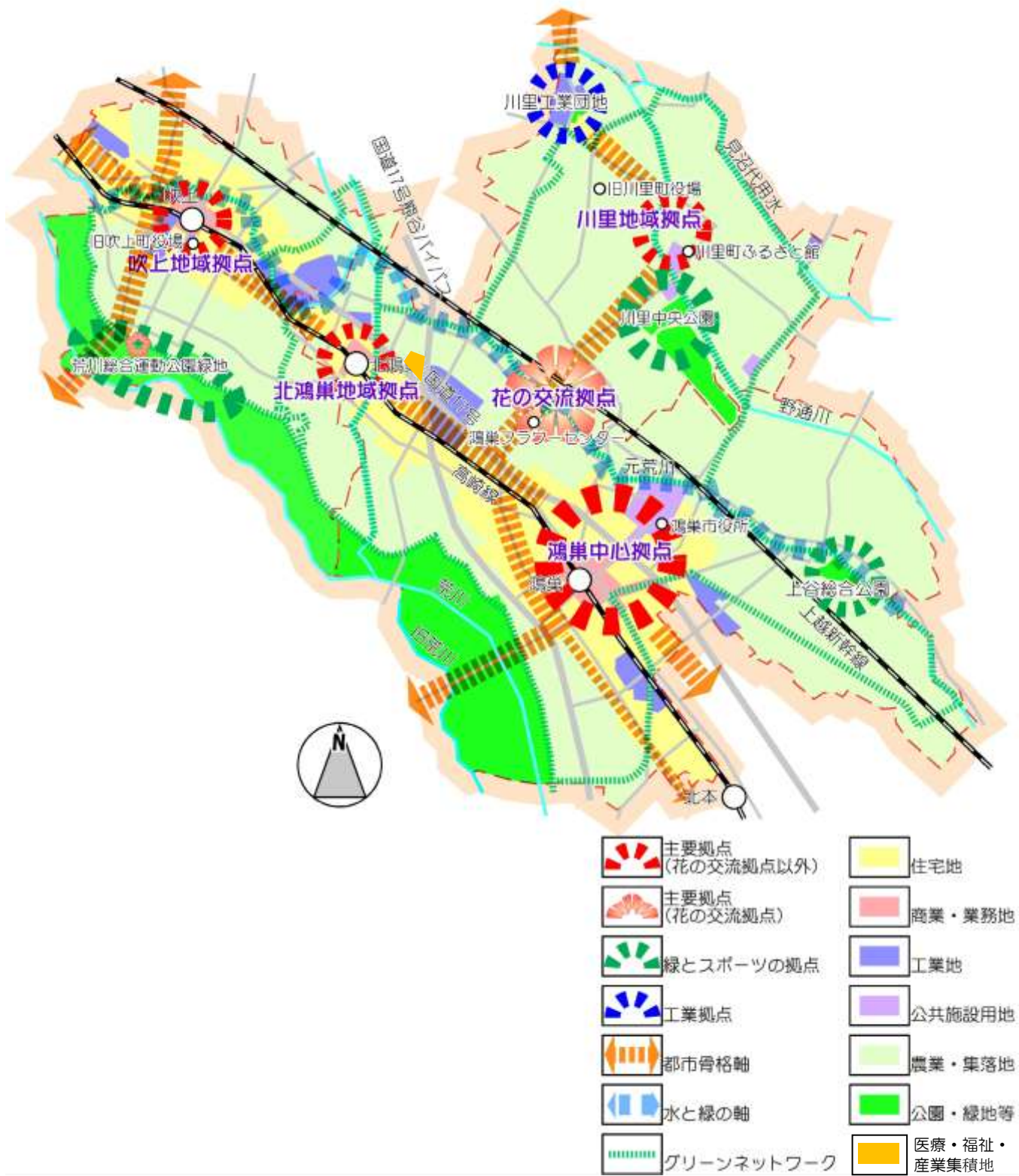
○水と緑の軸

市全体に広がるグリーンネットワークの柱であり、豊かな自然と住民がふれあう新市の象徴となる軸とします。

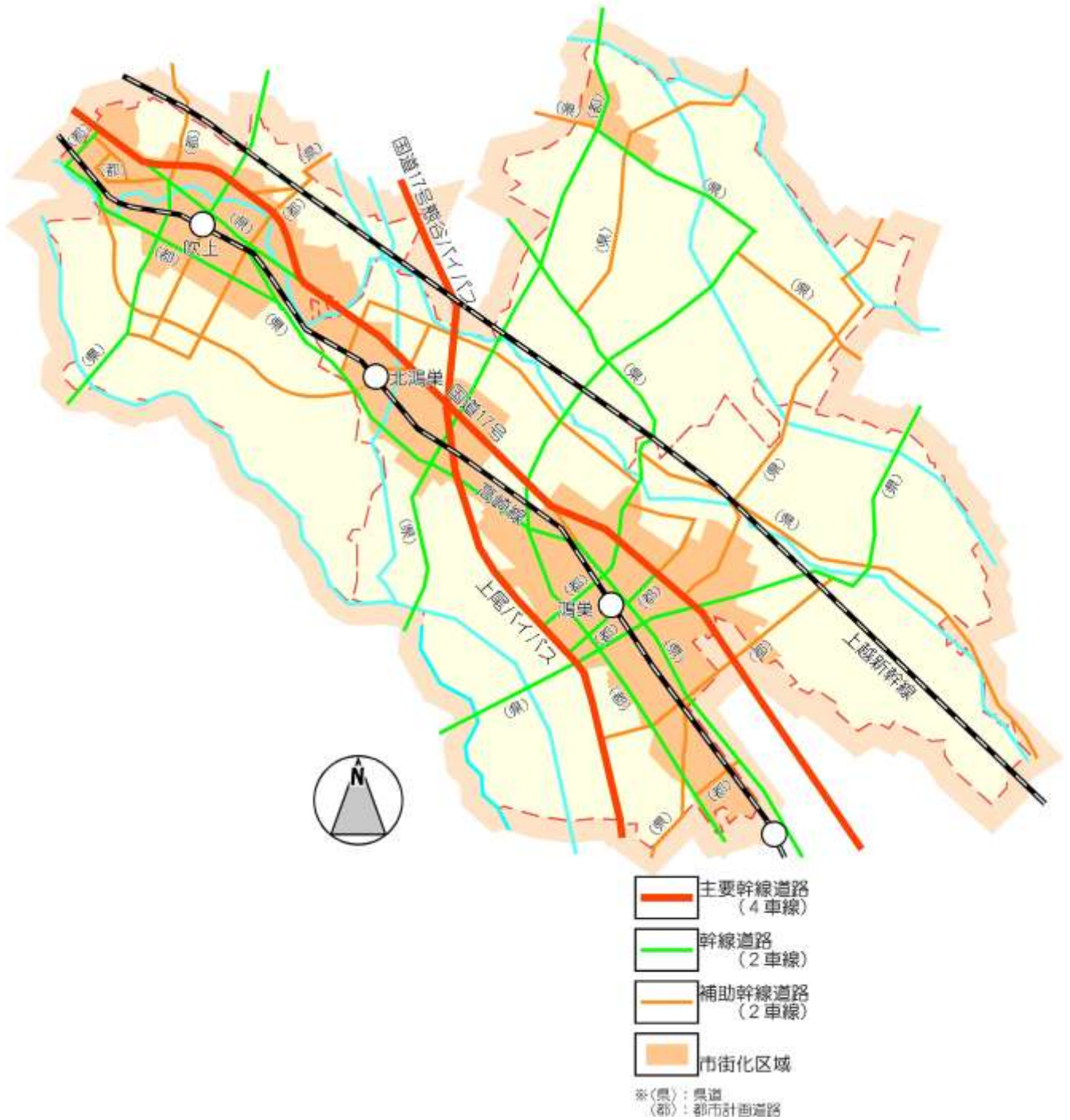
○グリーンネットワーク

住民が自然や歴史・文化などを身近に感じることができるネットワークを、河川や緑道などを活用して形成します。

新市の都市構造



新市の道路ネットワーク構想図



3. 地域づくりの整備方針

新しいまちづくりの基本理念、将来都市像、都市構造のもと、新市の一体性の確立及び均衡ある発展を推進するため、自然との共生に留意しながら、市民と行政との協働により、次の地域づくりの整備方針に基づき、まちづくりを推進します。

鴻巣地域整備方針 ひな人形と花を生かした地域づくり

鴻巣地域は、新市の中心拠点であり、かつ新市の交通ネットワークの結節点であることから、鴻巣駅周辺地域の業務集積・商業集積を図り、新市の玄関口にふさわしいシンボル性の高い市街地を整備します。

また、北鴻巣地域拠点、鴻巣フラワーセンター周辺の花の交流拠点を中心に、新市の発展を牽引する地域づくりを進めるとともに、地場産業として全国に名高い「ひな人形」と「花」を地域の魅力としてまちづくりに活用していきます。

川里地域整備方針 花と緑につつまれた住みよい地域づくり

川里地域は、新市における主要な「花」の生産地であるとともに、田園や河川、屋敷林など豊かな自然環境に恵まれた地域であることから、新市のまちづくりの基本理念に基づき、人・物・情報の交流連携を生かした田園都市として真に豊かな住みよい地域づくりを進めます。

また、川里中央公園、ふるさと館周辺の川里地域拠点を中心に、生活環境の整備、各種公共施設の整備や交通ネットワークの強化を図り、地域の発展を牽引する地域づくりを進めるとともに、新市の工業拠点である川里工業団地を核とした工業振興を図ります。

吹上地域整備方針 桜とコスモス彩る地域づくり

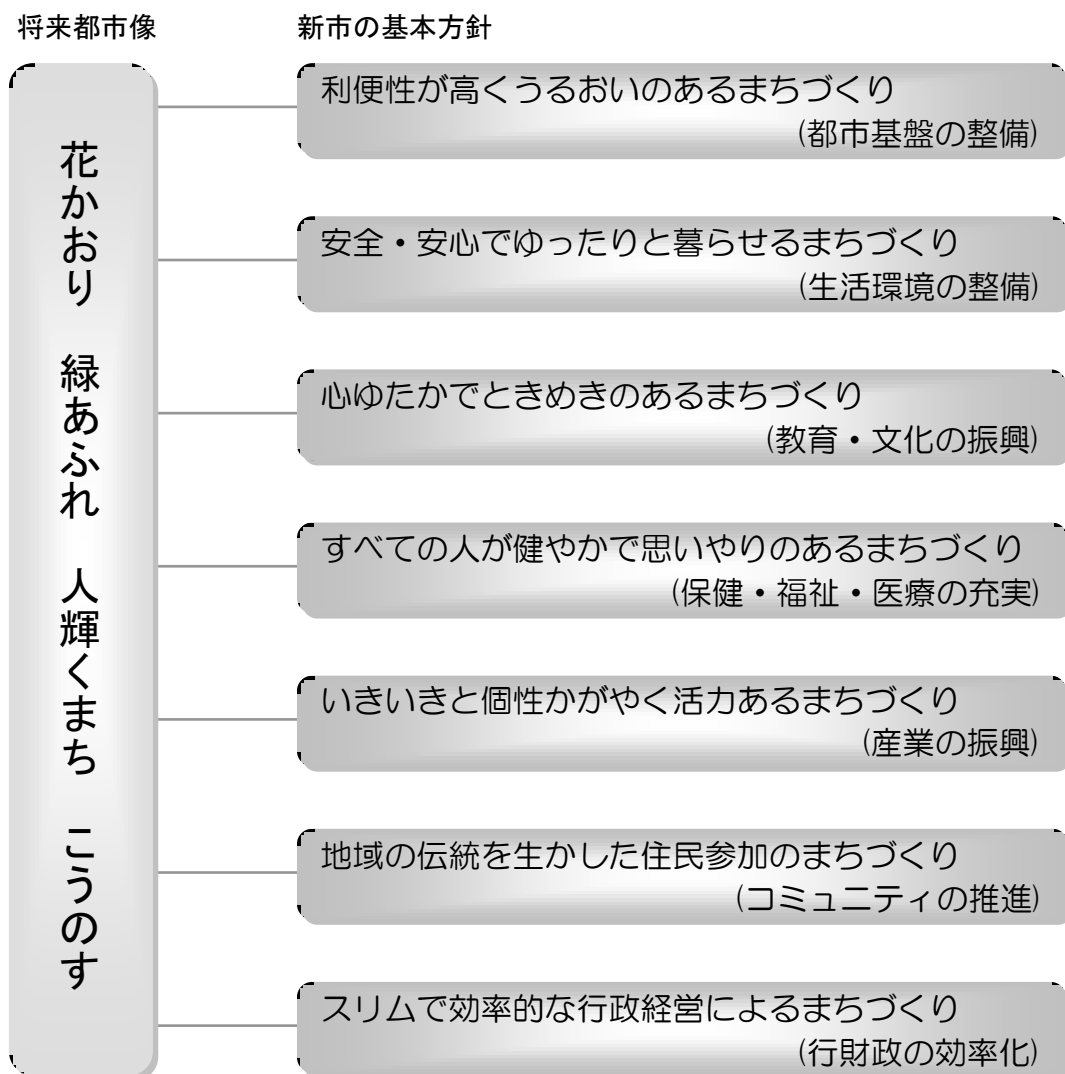
吹上地域は、吹上駅周辺の吹上地域拠点を中心に、新市の副都心としての役割を担うにぎわいのある地域づくりを進めるため、各種公共施設の整備や商業集積を図るとともに、南北の連携となる鴻巣地域との交通ネットワークの強化を図ります。

また、荒川周辺のコスモスや元荒川周辺の桜を、地域のシンボルとして活用し、新市における花を生かしたまちづくりの先導的役割を担う地域としての発展を図ります。

4. 新市建設の基本方針

(1) 新市の基本方針

新市の将来都市像である「花かおり 緑あふれ 人輝くまち こうのす」を実現するため、次の7つの基本方針により、総合的・計画的なまちづくりを推進します。



利便性が高くうるおいのあるまちづくり（都市基盤の整備）

【基本方針】

豊かな自然環境を生かしつつ、地域全体の均衡ある発展を図るため、適正かつ合理的な土地利用を推進します。

そして、人々の生活や産業・経済・文化などの都市活動を支える道路、河川や水路、公共交通などの都市基盤を、ユニバーサルデザイン（すべての人が安心して利用できる設計）に配慮しながら整備するとともに、地域情報化の推進を図るなど、利便性が高くうるおいのあるまちづくりを進めます。

安全・安心でゆったりと暮らせるまちづくり（生活環境の整備）

【基本方針】

豊かな自然環境を保全・育成しながら、すべての人々がうるおいとゆとりのある暮らしを営むことができるよう、自然環境との調和を図りつつ、公園や緑地、下水道等を計画的に整備することにより、生活衛生環境の充実を図ります。

また、消防・防災及び交通安全対策の推進、防犯体制の充実などにより、安全・安心でゆったりと暮らすことのできるまちづくりを進めます。

心ゆたかできめきのあるまちづくり（教育・文化の振興）

【基本方針】

すべての人々が生涯にわたって生きがいを見出し、創造性を発揮できるよう、学校教育・社会教育・生涯学習の充実やスポーツ・レクリエーションの振興を図るとともに、次世代を担う青少年の育成を図ります。

また、これら教育・文化・スポーツ環境の整備を図ることにより、これまで培われてきた歴史や文化などを継承しつつ、国際化にも対応した新たな文化を創造し、心ゆたかできめきのあるまちづくりを進めます。

すべての人が健やかで思いやりのあるまちづくり（保健・福祉・医療の充実）

【基本方針】

少子高齢社会の到来により社会情勢が大きく変化する中、子どもや高齢者、障がい者など社会的に立場の弱い方々の不安の解消に努めます。このため、すべての人々が健康な暮らしを営むことができるよう、介護保険制度や高齢者福祉・児童福祉・障がい者福祉・低所得者福祉など、きめ細かな福祉行政を進めます。

さらに、生涯にわたって健康で活力ある生活を営むことができるよう、小児救急や高度医療を含めた医療体制の充実や健康づくり、次世代育成支援など、住民と行政が連携した地域福祉の充実を図り、すべての人が健やかで思いやりのあるまちづくりを進めます。

いきいきと個性かがやく活力あるまちづくり（産業の振興）

【基本方針】

地域産業の振興は、地域活性化の要であり、欠かすことのできないまちづくりの根幹であることから、地域の特性と花やひな人形等に代表される地場産業を生かした個性的な産業の振興を図ります。

また、各地域における魅力とにぎわいのある商店街の環境づくりをはじめ、既存商店の活性化、企業の技術力向上及び経営体質の強化、新たな企業の誘致及び産業の創出を推進することにより商工業の振興を図るとともに、豊かな自然、歴史的・文化的資源や地域特産物の花き等を生かした観光のPR、都市近郊型農業の特性を生かした農業の活性化、生産性の高い農業の確立などを推進し、いきいきと個性かがやく活力あるまちづくりを進めます。

地域の伝統を生かした住民参加のまちづくり（コミュニティの推進）

【基本方針】

少子高齢化や住民ニーズの高度化・多様化が進む中、今後のまちづくりにおいては、より一層の住民参加と良好なコミュニティの形成が不可欠となっています。

このような中、住民と行政のパートナーシップの確立をめざした情報公開や広報聴活動の充実、将来のまちづくりを担う人材の育成、住民相互の交流、伝統行事や文化を通じた世代間の交流、NPO（民間非営利組織）の育成、人権施策、男女共同参画、国内交流・国際交流の推進などにより、地域の伝統を生かした住民参加のまちづくりを進めます。

スリムで効率的な行政経営によるまちづくり（行財政の効率化）

【基本方針】

地方分権や行財政改革の必要性が問われる中、住民の満足を第一とした経営改革を推進するため、住民ニーズを的確に反映するシステムの充実を図ります。

また、時代の変化に即応した効率的で機能的な行政経営をめざし、計画的な事務事業の推進、評価システムの確立、職員の適正な定数管理・人材育成、自主財源の確保、民間活力の活用などにより、スリムで効率的な行政経営によるまちづくりを進めます。

新市の基本方針設定の模式図

合併の必要性

- ・ 地方分権への対応
- ・ 少子高齢化への対応
- ・ 日常生活圏の拡大への対応
- ・ 高度・多様化するニーズへの対応
- ・ 厳しい財政状況への対応

合併の効果

- ・ 住民の利便性向上
- ・ 行財政の効率化
- ・ 高度で専門的な行政サービスの展開
- ・ 広域的観点に立った一体的なまちづくりと施策の展開
- ・ 重点的な投資による基盤整備

地域特性

<人口>

鴻巣 わずかながらも増加しているが、少子高齢化が進行している

川里 減少傾向にあり、少子高齢化が進行している

吹上 ほぼ横ばいで推移しており、少子高齢化が進行している

<交通>

鴻巣 鉄道、道路等、交通利便性に富んでいる

川里 鴻巣市と鉄道利用や主要な道路での関連性が高い

吹上 鴻巣市と鉄道利用や主要な道路での関連性が高い

<地域環境>

鴻巣 市街地がJR高崎線沿いに形成されており、その周囲に豊かな田園環境が広がっている

川里 町全体が豊かな田園環境の中にあり、旧村ごとに市街地が形成されている

吹上 市街地が吹上駅を中心に形成され、その周囲に豊かな田園環境が広がっている

<地域資源>

鴻巣 ひな人形とともに、都市近郊型農業、特に花き栽培が盛んであり、東日本最大の花き市場である鴻巣フラワーセンターがある

川里 町の主要産業である農業のうち、特に花き栽培が盛んである

吹上 荒川、元荒川を中心に、コスモスや桜を生かしたまちづくりを展開している

基本理念

- すべての「人」が文化に親しみ、安全・安心、そして快適な暮らしを守るまちづくり
- 「花」を生かした個性的で魅力的なまちづくり
- 河川や田園など豊かで美しい「緑」を守るまちづくり

将来都市像

花かおり 緑あふれ 人輝くまち こうのす

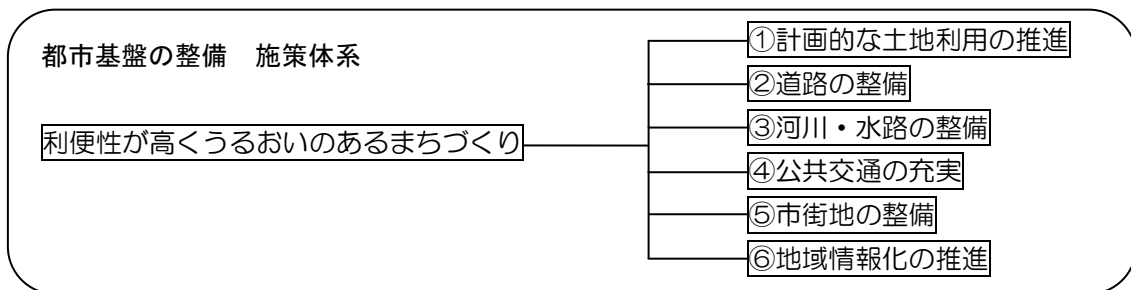
新市の基本方針

- 利便性が高くうるおいのあるまちづくり（都市基盤の整備）
- 安全・安心でゆったりと暮らせるまちづくり（生活環境の整備）
- 心ゆたかでときめきのあるまちづくり（教育・文化の振興）
- すべての人が健やかで思いやりのあるまちづくり（保健・福祉・医療の充実）
- いきいきと個性かがやく活力あるまちづくり（産業の振興）
- 地域の伝統を生かした住民参加のまちづくり（コミュニティの推進）
- スリムで効率的な行政経営によるまちづくり（行財政の効率化）

1. 新市の主要施策

新市建設の基本方針に基づく施策体系・施策の展開方針を次のとおり設定し、住民福祉の向上と新市の一体性の確立、均衡ある発展をめざした各種施策を効率的に展開します。

(1) 利便性が高くうるおいのあるまちづくり（都市基盤の整備）



施策の展開方針

①計画的な土地利用の推進

自然と人を大切にしまちづくりを基本に、恵まれた自然環境を生かし、市街地と農地、緑地の秩序ある土地利用を計画的に進めるとともに、防災性の向上や都市機能の整備・充実を図る土地利用の推進により、快適で秩序ある市街地を形成します。

②道路の整備

新市の一体性の速やかな確立を図り、市民生活や社会・経済の諸活動を支える幹線道路及びこれらに連携した生活道路の整備を計画的に推進し、新市内外を効果的に結ぶ道路ネットワークを構築します。

また、だれもが利用できるユニバーサルデザインを基本とした安全で快適な道路整備を推進し、道路環境の向上を図ります。

③河川・水路の整備

冠水被害を防止するため、地域の保水・遊水機能の維持・向上や用排水路の改修など各種治水対策の充実を図ります。

また、水と自然を生かしたうるおいのある空間を創出するため、親水性や生態系に配慮した河川環境の整備や市民の憩いの場として、水辺空間の整備を進めます。

④公共交通の充実

市民の日常生活や都市活動を支える重要な公共交通機関である鉄道やバスなどの輸送力の維持・増強に努め、地域住民の生活交通を確保します。

また、高齢者や学童、障がい者など交通弱者を含む利用者の利便性・快適性の向上を図ります。

⑤市街地の整備

機能的で快適な都市づくりを推進するため、新市の中心拠点である鴻巣駅周辺の整備を推進し、新市の玄関口としての機能充実を図ります。

また、各地域の拠点となる北鴻巣地域拠点、吹上地域拠点、川里地域拠点の整備を推進します。

さらに、市域全体の均衡ある発展と長期的な視野に立った土地区画整理事業等を推進し、快適な市街地の形成を推進します。

⑥地域情報化の推進

市民生活をより充実するため、高度な情報通信技術を活用した情報通信基盤の整備を促進する方策について研究を進めるとともに、情報化に対応した人材の育成を図ります。

<主な施策・事業>

①計画的な土地利用の推進

- 市の土地利用に関する基本的な方針の改定
- 市の都市計画に関する基本的な方針の改定
- 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の改定

②道路の整備

- 新市の都市骨格軸となる道路の整備・促進
- 幹線道路及び生活道路の整備・充実
- ユニバーサルデザイン等に配慮した道路整備等の推進

③河川・水路の整備

- 荒川・元荒川の河川空間の活用と整備
- 河川・水路の整備

④公共交通の充実

- 広域循環バスの充実
- 高崎線輸送力増強の推進

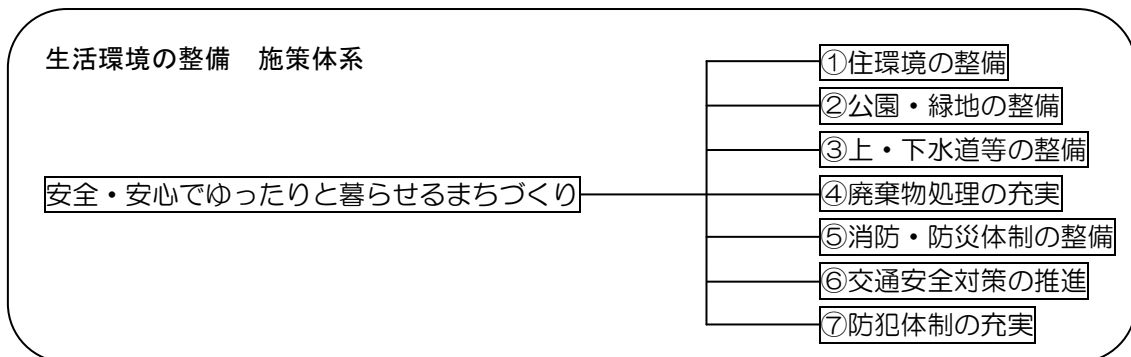
⑤市街地の整備

- 新市の中心拠点の整備
- 新市の地域拠点の整備
- 土地区画整理事業の推進
- 中心市街地活性化事業の推進

⑥地域情報化の推進

- 電子自治体の確立
- 高度情報化社会への体制の整備

(2) 安全・安心でゆったりと暮らせるまちづくり（生活環境の整備）



施策の展開方針

①住環境の整備

快適な生活環境へのニーズに対応した質の高い宅地や住宅の供給・ユニバーサルデザインに配慮した住宅の建設を促進するとともに、公営住宅等の計画的な整備・改修を図ります。

また、宅地の緑化促進や住居表示及び町名地番整理の適正な実施など都市景観や利便性にも配慮し、地域の特性に適合した居住環境の形成を図ります。

②公園・緑地の整備

市民交流の拠点として活動する場、また、スポーツやレクリエーションに親しむ場、憩いの場などとして、地域的なバランス等を考慮しつつ、地域の特性を生かした公園の整備を推進します。

また、都市における緑の連続性の確保や各地域の緑地等をネットワーク化することにより、緑地の保全や活用を図るとともに、市民参加による緑化の推進や花づくりの展開を推進します。

③上・下水道等の整備

市民の暮らしを支える良質で安全な水を安定的に供給するため、上水道施設の更新に努めます。

また、快適な都市生活を支えるため、公共下水道、污水管きよ、雨水管きよ、都市下水路、雨水調整池の整備に努めるほか、農業集落排水事業や合併処理浄化槽の設置促進、し尿の効率的な収集・処理等による生活排水処理対策を推進します。

④廃棄物処理の充実

量的にも増大し、質的にも多様化・複雑化しているごみを適正に処理・再利用することにより、環境にやさしい資源循環型都市をめざし、分別収集の徹底や資源化・リサイクル化の推進とともに、できるだけ「ごみ」を出さないようにする排出抑制（リデュース）、再使用（リユース）を促進します。

また、地球環境・地域環境に配慮したごみの収集や処理対策を、広域的観点から総合的に推進します。

⑤消防・防災体制の整備

住民の生命・身体・財産を保護し、災害の未然防止と発生時の被害を最小限にとどめるため、常備・非常備消防体制の充実による消防・防災対策の整備を図るとともに、市民一人ひとりの防火・防災意識の高揚、地域防災計画に基づく消防・防災対策の充実を図ります。さらに関係機関との連携により、救急・救助体制及び救急医療体制の整備を推進します。

⑥交通安全対策の推進

先進的な交通安全都市をめざし、交通安全施設の整備など道路交通環境の向上に努めるとともに、交通安全教育の推進、各種団体等と連携した広報活動の充実等による交通安全意識の高揚に努めます。

⑦防犯体制の充実

犯罪のない安全で安心な住みよい地域をめざし、関係機関や地域が一体となった地域防犯体制の確立や防犯意識の高揚、防犯灯の整備をはじめとする防犯施設の充実を図ります。

<主な施策・事業>

①住環境の整備

- 土地区画整理事業の推進（再掲）
- 民間活力によるまちづくりの推進
- 町界町名地番整理事業の実施
- 公営住宅の整備・充実

②公園・緑地の整備

- 自然環境や水辺環境の保全・活用
- 緑の基本計画の策定
- 合併記念公園など新市の一体性の確立をめざした都市公園の整備・充実
- 新市の均衡ある発展をめざした街区公園等の整備・充実
- ふるさと総合緑道（新市を結ぶ遊歩道）の整備
- 花のあるまちづくりの展開

③上・下水道等の整備

- 上水道施設の整備充実
- 公共下水道（雨水排水含む）の整備、農業集落排水事業の推進、合併浄化槽の設置促進
- し尿の適正処理の推進

④廃棄物処理の充実

- 一般廃棄物処理基本計画の策定
- ごみの3R（排出抑制<リデュース>・再使用<リユース>・再生使用<リサイクル>）の推進
- ごみ処理施設等の整備・充実
- 環境管理体制の整備・充実

⑤消防・防災体制の整備

- 地域防災計画の策定
- 常備・非常備消防体制の整備・充実
- 防災行政無線のネットワーク整備

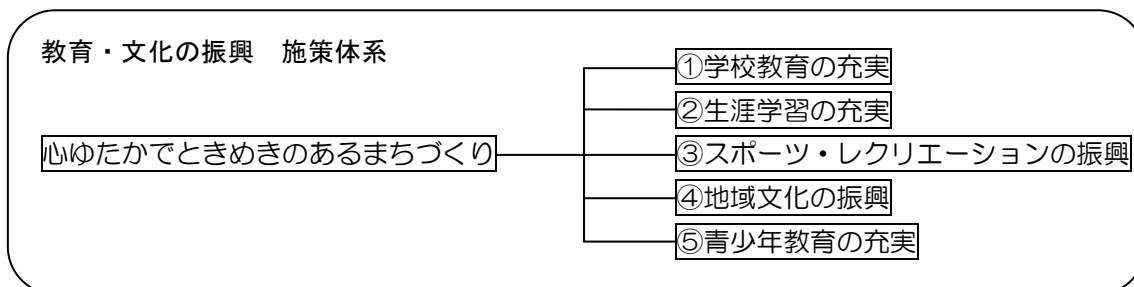
⑥交通安全対策の推進

- 交通安全施設の整備及び交通安全教育の推進
- 放置自転車対策の推進

⑦防犯体制の充実

- 地域防犯体制の確立（こども110番、防犯関係団体との連携、防犯情報の発信等）
- 防犯灯設置事業の推進

(3) 心ゆたかでときめきのあるまちづくり（教育・文化の振興）



施策の展開方針

①学校教育の充実

児童・生徒の主体的・創造的な学習を促進し、自ら学ぶ意欲を引き出す学習指導を行うとともに、教育内容の充実や少人数学級の拡大、相談・指導の充実を図り、一人ひとりの長所や可能性を伸ばす教育を推進します。さらに、学校・家庭・地域が連携し、地域に開かれた特色ある学校教育を推進することにより、児童・生徒の健全な育成を推進します。

また、社会の変化に対応した教職員の研修活動の充実や学校施設及び教育設備の整備・充実を図ります。

②生涯学習の充実

市民一人ひとりの主体性や自発性に基づき、自分にあった手段や方法により生涯を通じて学ぶことができるよう、学習情報の提供や学習内容の充実、学習相談の充実など生涯学習活動を推進します。

また、生涯学習活動・地域活動の拠点となる公民館やその他文化・芸術施設を、地域のバランス等を考慮しながら適正に整備し、各種団体や地域・自治会等の活動を支援します。

このほか、各図書館や各学校等を結ぶ「学びのネットワーク化」を推進し、学習環境の利便性の向上を図ります。

③スポーツ・レクリエーションの振興

スポーツ・レクリエーションの振興を図るため、各種団体やリーダー及び指導者の育成、総合型地域スポーツクラブの育成を推進します。

また、スポーツ・レクリエーション施設の計画的な整備・充実を図るとともに、地区レベルの活動拠点づくりに努めます。

④地域文化の振興

地域性豊かな文化活動を推進するため、市民の文化・芸術活動の支援や文化団体の育成、指導者の確保を推進するとともに、文化活動の拠点となる施設の整備・充実を図ります。

また、地域の貴重な財産である文化財の保存・活用や郷土理解を促進するための市史編さん事業を推進します。

⑤青少年教育の充実

未来を担う青少年が、自らの将来に希望を持ち主体的に行動できるよう、家庭や学校、地域が一体となった青少年教育を推進するとともに、青少年が自主的に参加できるような文化・スポーツ活動の実施、相談・援助の充実、非行防止などに取り組む関係機関や諸団体の連携による青少年健全育成体制の強化、関係団体の育成、地域活動の活性化など青少年活動の促進を図ります。

<主な施策・事業>

①学校教育の充実

- 特色ある学校づくりの推進
- きめ細やかな指導（少人数教育など）の充実
- 学習指導体制及び相談体制の充実
- 学校・家庭・地域との連携
- 学校情報ネットワークの整備・充実
- 国際化・情報化など社会の変化に対応した教育の推進
- 社会の変化等に対応した研修活動の充実
- 学校給食の充実
- 学校施設及び教育設備の整備・充実
- 社会環境の変化に対応した通学区域の弾力的運用

②生涯学習の充実

- 多様な学習機会の提供及び生涯学習サポート体制の整備
- 生涯学習施設の整備・充実
- 公民館の整備及び機能の拡大・充実
- 図書館ネットワークの整備・充実
- 地域の人材を生かした生涯学習人材バンクの普及・啓発

③スポーツ・レクリエーションの振興

- 総合型地域スポーツクラブの育成
- 各種スポーツ団体の連携・育成と自主活動の推進
- スポーツ・レクリエーション施設の整備・充実
- 市民主体型スポーツ・レクリエーションの促進
- 地域スポーツの振興とニュースポーツの普及

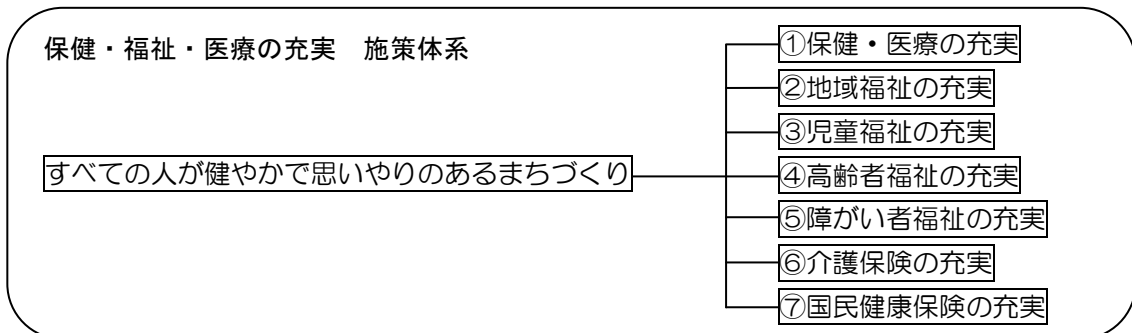
④地域文化の振興

- 文化・芸術活動の支援・育成及び施設の整備
- 文化・芸術関連情報の収集・提供
- 新たな文化事業の創造支援
- 伝統的な文化や歴史的建造物、文化財などの保全・活用の促進及び施設の充実
- 市史編さん事業の推進

⑤青少年教育の充実

- 青少年相談・援助活動の充実
- 青少年健全育成団体の活動支援及び連携の強化
- 家庭・学校・地域等の連携強化
- 多様な青少年活動の提供
- 家庭教育支援の充実

(4) すべての人が健やかで思いやりのあるまちづくり（保健・福祉・医療の充実）



施策の展開方針

①保健・医療の充実

「健康日本 21」を基本に、健康づくりの場の整備・充実や各種健康づくり事業等を充実し、市民の心と体の健康づくりを推進します。

また、保健センター機能の充実・強化を進め、保健・福祉・医療の各分野が連携したサービス体制の確立や子どもから高齢者まで生涯にわたる健康増進と疾病予防に努めます。さらに、住民が安心して医療を受けられる体制を整備するため、夜間・休日・救急医療体制の充実や病診連携制度の確立、医療機関の充実、地域の医療機関や近隣の医療機関との連携強化を図るとともに、長期的な視野のもと、地域の総合的な医療施設の誘致に向けての取り組みを推進します。

②地域福祉の充実

市民の福祉意識の高揚を図るため、福祉教育の推進や各種啓発活動に努めるとともに、地域や各種団体、ボランティア、NPO（民間非営利組織）等による民間福祉活動を支援し、保健サービスとの連携による地域ケア機能の強化を図ります。

③児童福祉の充実

多様な保育ニーズへの柔軟な対応と保育の充実、児童の健全育成に努めるとともに、保育所や学童保育室、児童センター、子どもの遊び場をはじめとした児童福祉施設等の充実を図ります。

また、子育て支援センターを核とした相談・指導体制の充実や次世代育成支援対策、児童虐待の防止や引きこもり対策などの児童福祉を総合的に推進します。

④高齢者福祉の充実

すべての高齢者が健康で生きがいのある暮らしができるよう、保健・福祉・医療・介護の連携によるサービス体制の確立を図るとともに、生きがい対策の推進、生活環境の向上、在宅福祉サービスの充実を推進します。

⑤障がい者福祉の充実

ノーマライゼーション理念（すべての人が地域とともに生活できるようにする考え方）の一層の定着を図り、障がい者が住み慣れた地域で自立した暮らしと社会参加の実現を促進するため、保健・福祉・医療サービスの連携、障がい者施設サービスや在宅福祉サービスの充実を図ります。

⑥介護保険の充実

介護や社会的支援が必要な高齢者や家族が安心して介護サービスを選択し、受けることができるよう適切な情報提供に努めるとともに、保健・福祉・医療の連携によるサービス体制の確立と介護保険事業計画に基づく介護サービス提供基盤の充実を図ります。

⑦国民健康保険の充実

国民健康保険制度は、国民皆保険体制の中核として、市民の医療の確保と健康増進を図る上で重要な役割を果たしていることから、制度の健全な運営に努めるとともに、保険給付事業や保健施設事業の充実を図ります。

<主な施策・事業>

①保健・医療の充実

- いきいき健康プラン 21 の策定
- 地域医療体制の整備・充実及び病診連携制度の確立
- 夜間・休日・救急医療体制の充実
- 保健・福祉・医療の各関係機関のネットワーク体制整備
- 保健センター機能の充実・強化
- 各種健康づくり事業の推進

②地域福祉の充実

- だれにでもやさしいユニバーサルデザインの普及・啓発
- 地域やボランティア・NPOなどと連携した支え合いによる福祉事業の推進
- 各種ボランティア等に係る情報提供及び連携の強化
- 地域福祉意識の普及・啓発
- 社会福祉協議会の活動支援
- 低所得者福祉の充実

③児童福祉の充実

- 子育て支援施策の充実及び子育て相談体制の整備
- 子育て支援センター及びファミリーサポートセンターの整備・充実
- 住民ニーズに即した保育（乳幼児保育・障がい児保育・学童保育）の充実
- 次世代育成支援対策の推進
- 母子（父子）支援の推進
- 児童虐待防止や引きこもり対策の推進
- 児童福祉施設等の整備・充実

④高齢者福祉の充実

- 高齢者地域福祉事業の充実及び高齢者生きがいづくり事業の推進
- 高齢者福祉施設の充実
- 高齢者虐待の予防対策の推進
- 高齢者健康づくり事業の推進・充実

⑤障がい者福祉の充実

- ノーマライゼーションの普及及びバリアフリー住宅などの整備促進
- 障がい者サポート事業の充実
- 在宅福祉サービスの充実
- 地域活動への参加促進

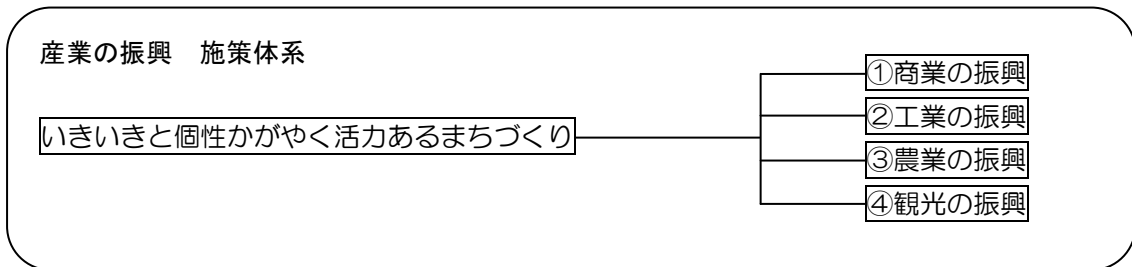
⑥介護保険の充実

- 介護保険補完サービスの充実
- 介護保険サービス提供基盤の整備及び的確な情報提供

⑦国民健康保険の充実

- 保険給付事業や保健事業の充実
- 制度の健全な運営

(5) いきいきと個性かがやく活力あるまちづくり（産業の振興）



施策の展開方針

①商業の振興

各地域における魅力とにぎわいのある商店街の環境整備をはじめ、既存商店の活性化や地域性を生かした特色ある商業の振興を図るとともに、経営者の意識啓発や後継者の育成、経営の支援及び近代化促進等により、商店経営の体質強化を図ります。

②工業の振興

工業の中心的拠点となる川里工業団地のほか、袋地区や箕田地区等の工業地の機能充実や環境整備、新規企業の誘致等による未利用地の利用促進を図るほか、中小企業の技術力向上や近代化促進、企業間交流等を推進します。さらに、新市の伝統的な地場産業として、まちづくりとの連携による人形製造業の振興を図ります。

③農業の振興

新市の代表的な地場産業である花き農業の生産規模拡大や高付加価値化を支援します。

また、都市近郊農業の特性を生かした農業の活性化や農地の保全・集積・整備等による農業基盤の整備を図るとともに、後継者の育成や農業団体の育成等により生産性の向上を図ります。さらに安全・安心で新鮮な地域農産物を住民に提供する「地産地消運動」を推進し、住民との交流を促進します。

④観光の振興

新市の歴史や文化、産業、緑、花などを連携することにより新たな付加価値を見だし、人が集まる観光施策を推進するため、観光協会の支援を行うほか、観光振興計画の策定を推進します。

また、新市の地場産業であるひな人形や花き、果樹などを生かした観光施策を、地域や各種団体、NPO等との協働により推進するほか、各種まつりや伝統行事、コスモスや桜、ポピーなどの花、河川などの地域資源を活用した観光イベントの開催や観光拠点の整備に努めます。

<主な施策・事業>

①商業の振興

- 利便性が高くにぎわいのある魅力的な商店街の形成
- 中心市街地活性化事業の推進（再掲）
- 商店の経営基盤の強化
- 商店との連携による地産地消運動の推進
- 中小企業対策の推進
- 関係団体と連携した地元商店のP R活動の推進
- 商工会活動の充実
- 消費者対策の充実

②工業の振興

- 伝統工芸（ひな人形）の振興
- 工業拠点及び工業地域の環境整備
- 中小企業の育成
- 新規優良企業の立地に向けた誘導
- 環境に配慮した循環型企業の育成
- 人材育成と地元雇用の促進
- 商工会活動の充実（再掲）
- 勤労者対策の充実

③農業の振興

- 農業生産基盤の整備
- 農業経営の安定・強化
- 農業担い手の育成
- 地産地消運動の推進
- 地域農産物・加工品のブランド化及び普及促進
- 法人化・集団化に向けた農業経営の確立及び認定農業者の育成
- 花の振興及び花のあるまちづくりの展開
- 広域交流拠点の整備（農産物直売所等の農業体験交流施設）

④観光の振興

- 地域の特性（花・自然・ひな人形・文化財等）を生かした観光施策の推進
- 観光協会の支援
- 観光振興計画の策定
- 観光拠点の活用とネットワーク化
- 各種まつりなどを中心とした観光イベントの促進

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

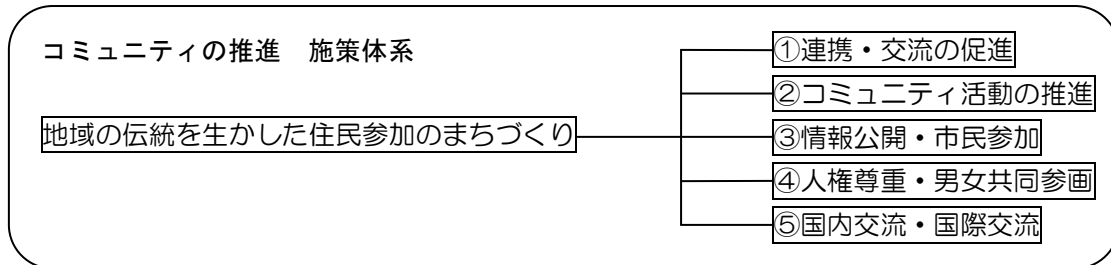
第7章

第8章

第9章

参考資料

(6) 地域の伝統を生かした住民参加のまちづくり（コミュニティの推進）



施策の展開方針

①連携・交流の促進

新市として一体化することにより、地域全体が魅力あるまちとなるよう連携や交流を促進します。

また、鴻巣地域と川里地域及び吹上地域のネットワークを構築することにより、地域の良さを互いに享受しあうとともに、地域特性の再発見や地域への誇り・愛着の醸成を図ります。

②コミュニティ活動の推進

コミュニティ意識の啓発やコミュニティ団体の育成・ネットワーク化、市民の主体的なコミュニティ活動やボランティア活動、NPO活動等の支援を図るとともに、コミュニティ関連施設の整備・充実を図ります。

また、地域資源を生かしたコミュニティづくりを支援します。

③情報公開・市民参加

行政情報の市民との共有化やIT（情報通信技術）を活用した積極的な広報活動、市民ニーズを的確に把握するための広聴活動、情報公開制度や個人情報保護制度の積極的な推進を図り、市民が主体となったまちづくりを推進します。

④人権尊重・男女共同参画

「国内行動計画」や「人権教育・人権啓発推進法」を踏まえながら、学校教育や生涯学習の場における人権教育の充実を図るとともに、市民に向けた人権問題に関する啓発に努め、差別のない明るいまちづくりをめざします。

また、男女共同参画社会の実現に向けた基本的課題を踏まえ、職場や家庭、学校、地域などすべての場で、男女がともに個性と能力を発揮し、支え合い、自立できるようなまちづくりを推進するため、男女共同参画の意識啓発、環境整備を図ります。

⑤国内交流・国際交流

国内交流については、交流活動のもたらす人、物、情報などが地域の人材育成や文化の発展、経済の活性化等に寄与することから、地域の資源を積極的に生かした交流活動を推進します。

また、国際交流についても、住民レベルでの国際化の要請に対応し、語学教育の充実等の事業展開や交流機会の提供と環境の整備を充実し、世界に開かれた新市を構築します。

＜主な施策・事業＞

①連携・交流の促進

- 鴻巣地域、川里地域、吹上地域の一体化を進める各種事業の推進

②コミュニティ活動の推進

- コミュニティ活動の充実
- コミュニティ施設の整備・充実
- 地域資源を生かしたコミュニティづくりの展開
- 自治会（町内会）活動の支援

③情報公開・市民参加

- 広報・広聴活動の充実（分かりやすい広報活動・広聴活動、各種マスメディアの活用等）
- 情報公開の推進
- 各種審議会等への市民参加
- 広聴集会の充実
- 市民活動の支援
- NPO活動などへの支援
- 市民参加のまちづくりの推進

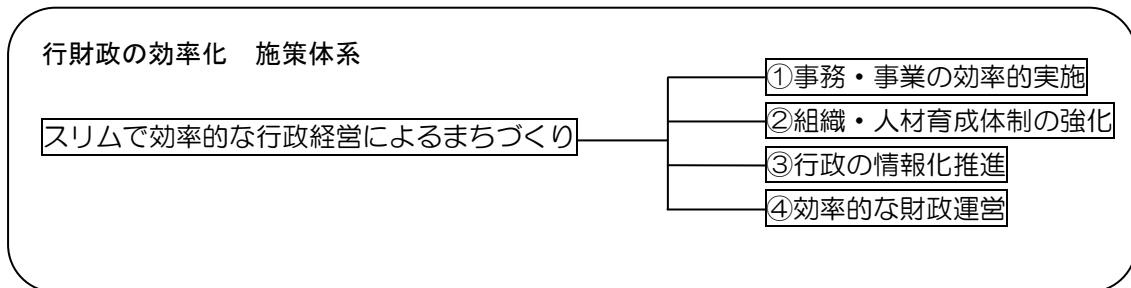
④人権尊重・男女共同参画

- 人権施策の充実及び人権教育・啓発の推進
- 人権相談窓口の充実
- 個人の尊重と男女平等の意識づくり
- 男女共同参画体制の推進

⑤国内交流・国際交流

- 交流活動拠点の形成
- 多様な交流活動の展開
- 身近な国際交流の推進
- 国際化に対応した人づくりの推進
- 在住外国人への行政情報の提供

(7) スリムで効率的な行政経営によるまちづくり（行財政の効率化）



施策の展開方針

①事務・事業の効率的実施

新市建設計画及び総合振興計画に基づく事業を効率的に推進するため、評価制度の導入とともに、新市を取り巻く状況の変化等に適切に対応した見直し等を図り、事務事業の適切化及び効率化を推進します。

②組織・人材育成体制の強化

合併を契機として管理部門の効率化を図るとともに、専門組織を設置するなど住民サービス部門の充実を踏まえつつ、職員定数の適正化を図るほか、ITの進展や住民の利便性等を踏まえながら本庁・支所の機能的な役割分担による組織運営を図ります。さらに組織機構の改革や活性化を図るとともに、行政経営体制の整備・充実を推進します。

また、職員の人材育成を推進するため、育成の指針を明確化するとともに、研修機会の充実を図ります。

③行政の情報化推進

ITを活用し、行政全般にわたるオンライン化、手続きの簡素化・合理化等を住民の視点に立って推進します。

④効率的な財政運営

国や地方財政の見直しへ適切に対応できる計画性のある財政運営に努めるほか、市税・使用料・手数料など自主財源の拡充や地方交付税・国庫支出金・県支出金など依存財源の効率的運用を図るとともに、機動的・効率的な財政運営を推進します。

また、財政状況を住民に分かりやすい形で情報提供することにより、財政状況の共有化を図るとともに、受益と負担のバランスや公平性、公共性に配慮しつつ、受益者負担の原則を確立し、健全な財政運営を推進します。

＜主な施策・事業＞

①事務・事業の効率的実施

- 総合振興計画の策定
- 行政評価システムの充実
- 政策形成能力の向上
- 市民窓口サービスの充実
- 広域行政の推進

②組織・人材育成体制の強化

- 本庁・支所機能の整備及び業務の効率的分担並びに職員の適正配置の推進
- 簡素で効率的な組織・機構の確立
- 組織内分権の推進
- 職員定数及び給与の適正化によるスリム化の推進
- 職員の人材育成・意識改革をめざした職員研修の充実
- 人事評価システムの充実

③行政の情報化推進

- 電子自治体の確立（再掲）
- 新行政情報システムの確立
- 高度情報通信技術の活用
- 文書管理システムの充実

④効率的な財政運営

- 自主財源の確保及び依存財源の効率的運用
- 受益者負担の適正化
- 効率的な予算編成手法の確立
- 機動的・効率的な財政運営
- 健全財政の推進
- 的確な財政情報の提供

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

第8章

第9章

参考資料

2. 新市建設計画における主要事業

新市の将来都市像である「花かおり 緑あふれ 人輝くまち こうのす」を実現するためには、新市の速やかな一体性の確立や均衡ある発展を図るための事業を、将来にわたって安定かつ健全な財政運営のもと、効率的・効果的に実施する必要があります。

新市においては、これらを踏まえ、合併特例債や合併の効果を最大限に活用し、すべての人々が夢と生きがいを持ち、心と暮らしに彩りのある自然豊かで利便性の高いまちづくりを推進します。

このまちづくりを推進するため、合併特例債を活用する予定の事業のうち、次の事業を戦略的・重点的に推進します。

施策別戦略的・重点的プロジェクト

利便性が高くうるおいのあるまちづくりプロジェクト

安全・安心でゆったりと暮らせるまちづくりプロジェクト

心ゆたかでときめきのあるまちづくりプロジェクト

いきいきと個性かがやく活力あるまちづくりプロジェクト

地域の伝統を生かした住民参加のまちづくりプロジェクト

< 施策別戦略的・重点的プロジェクト事業 >

| | |
|--|--|
| <p>利便性が高くうるおいのある まちづくりプロジェクト</p> | <p>鴻巣駅東口A地区市街地再開発事業 (鴻巣中心拠点整備事業)</p> |
| | <p>北鴻巣駅西口都市再生整備計画事業 (北鴻巣地域拠点整備事業)</p> |
| | <p>吹上駅北口駅前広場整備事業 (吹上地域拠点整備事業)</p> |
| | <p>吹上駅南口線街路改良・多目的広場整備 事業(吹上地域拠点整備事業)</p> |
| | <p>新市骨格道路(町道3号線及び工業団地 通線)整備事業</p> |
| | <p>広域循環バス運行事業</p> |
| <p>安全・安心でゆったりと暮らせる まちづくりプロジェクト</p> | <p>上谷総合公園整備事業 (緑とスポーツの拠点整備事業)</p> |
| | <p>川里中央公園整備事業 (緑とスポーツの拠点整備事業)</p> |
| | <p>荒川総合運動公園緑地整備事業 (緑とスポーツの拠点整備事業)</p> |
| | <p>ふるさと総合緑道整備事業 (グリーンネットワーク整備事業)</p> |
| <p>心ゆたかでときめきのある まちづくりプロジェクト</p> | <p>総合的教育施設(資料館含む)整備事業</p> |
| | <p>小谷小学校屋内運動場整備事業</p> |
| | <p>花と音楽の館「かわさと」整備事業</p> |
| <p>いきいきと個性かがやく活力ある まちづくりプロジェクト</p> | <p>広域交流拠点整備事業</p> |
| <p>地域の伝統を生かした住民参加の まちづくりプロジェクト</p> | <p>(仮称)市民活動サポートセンター整備 事業</p> |

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

第8章

第9章

参考資料

1. 埼玉県役割

新市は、河川や田園などの豊かな緑に恵まれるとともに、JR高崎線や国道17号などの地理的条件を生かし、今後の発展が大きく期待されています。

また、新市は、中山道の宿場町として栄えた歴史的文化財に恵まれるとともに、全国に誇る花やひな人形の産地として、地域の特色を生かした個性輝くまちづくりが期待されています。

こうした中、新市においては、合併を大きな契機として、地域の資源や地理的条件等を有効に活用しながら、特色あるまちづくりを進めるとともに、市民と行政が協働したパートナーシップによるまちづくりを進める必要があります。

埼玉県においては、ともに自治を担うパートナーとして、新市と十分に連携し、彩の国5か年計画21におけるこの地域の発展に資する施策事業の推進や県事業の重点実施により、新市の速やかな一体性の確立と均衡ある発展を積極的に支援し、住民福祉の向上を図ることとしています。

2. 埼玉県が主体となって進める事業

(1) 市内外を結ぶ主要道路の整備

新市の一体性の速やかな確立と持続的な発展を支えるため、新市内外を結ぶ主要道路（国・県道）の整備を促進し、生活道路（市道）と効果的に結んだ道路ネットワークを新市と連携して構築します。

また、計画されている国道等の早期事業化を新市と連携して国に働きかけていきます。

(2) 交通安全都市を支援する交通安全施設等の整備

新市は、交通安全都市宣言を実施していることから、交通事故の防止と安全で円滑な交通環境を確立するため、主要道路の交通安全施設（歩道設置や交差点改良等）の整備を図ります。なお、交通安全施設の整備にあたっては、通学路や交通事故の危険箇所を重点的に整備します。

また、交通安全教室等の実施により、交通安全意識の高揚を図ります。

(3) 安全・安心な暮らしを支える防犯機能の強化

身近な犯罪や凶悪犯罪に対応し、県民が安全・安心に暮らすことができるよう、治安の強化や防犯対策を新市や各種団体等と連携して推進します。

(4) 鉄道やバスなど公共交通の充実

新市の重要な交通手段となっている鉄道について、利便性の向上と混雑緩和をめざした輸送力増強を新市と連携して促進するほか、バス路線の維持・強化を図ります。

(5) 水に親しむ景観形成と水害を防ぐ河川の改修

県民に身近な緑地や水に親しむ環境を提供するとともに、浸水被害を防止し、安心した暮らしを提供するため、河川の改修を新市と連携して推進します。

(6) 教育・文化・スポーツの振興

新市には3つの高等学校が立地していることから、これら教育機関において施設等の開放を充実し、県民の連携・交流を促進します。

また、新市において実施される個性と特色ある教育を支援します。

(7) 保健・福祉・医療の充実

健康で快適に暮らすことができるよう保健事業の推進を図るとともに、高齢者・障害者福祉の充実や「食の安全・安心」を確保するための取り組みを、福祉保健総合センターが中心となり地域と連携して推進します。

また、高度・多様化する医療ニーズに対応するため、医療機関相互の連携や救急医療体制の充実を新市と連携して推進します。

(8) 産業の活性化の推進

新市の基幹産業の一つである農業の振興を図るとともに、あわせて景観形成や県土保全など農業農村の多面的な機能を維持するため、農業基盤の整備や水路の改修を図ります。

また、新市の代表的な地場産業である「花き」の生産振興を図る事業の推進や「地産地消」を進めるための施設等の設置を検討します。

商業については、中心市街地活性化基本計画に基づき実施される新市の事業を積極的に支援します。

【埼玉県が主体となって進める主要な事業】

| 事業名（施策名） | 事業の概要 |
|-----------------------|---------------------------------|
| 市内外を結ぶ主要道路の整備 | 主要地方道鴻巣羽生線のバイパス化 |
| | 主要地方道鴻巣川島線の延伸・整備 |
| | 主要地方道行田東松山線の整備 |
| | 県道鴻巣停車場線の整備 |
| | 県道鴻巣桶川さいたま線の整備 |
| 県道騎西吹上線の整備 | |
| 交通安全都市を支援する交通安全施設等の整備 | 主要地方道行田蓮田線の歩道整備及び交差点改良 |
| | 主要地方道加須鴻巣線の歩道整備及び交差点改良 |
| | 県道内田ヶ谷鴻巣線の歩道整備 |
| 水に親しむ景観形成と水害を防ぐ河川の改修 | 元荒川の整備・改修 |
| | 赤堀川の改修 |
| | 野通川の改修 |
| | 武蔵水路の改築（関係機関への要望） |
| | 荒川河川敷の水辺空間の活用（国への要望） |
| 産業の活性化の推進 | ほ場整備事業（ほ場の大区画化と道路・用排水路網の整備） |
| | 地域水田農業支援排水対策特別事業（中幹線排水路と調整池の整備） |
| | かんがい排水事業（安養寺堰の建設と幹線用排水路の改修） |

第8章

公共施設の適正配置と整備

1. 公共施設の適正配置と整備

公共施設の適正配置と整備については、市民生活に急激な変化を生じさせないよう十分に配慮し、地域の特性やバランス、さらには財政状況等を考慮しながら、計画的に整備をしていくことを基本とします。なお、既存公共施設の有効活用を進めるとともに、施設の新設や老朽施設の建て替え、改修等に当たっては、効率的かつ効果的な施設整備を進めます。

さらに、IT（情報通信技術）などを積極的に活用し、各公共施設のネットワーク化を図り、市民の利便性とサービス体制のより一層の向上に努めます。

また、公共施設の適正配置とあわせて、合併の最大の効果である行財政改革の効果を最大限に発揮できるよう本庁舎と支所の適正な役割分担を図るとともに、バランスの取れた簡素で効率的な組織機構の整備をめざします。

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

第8章

第9章

参考資料

1. 財政計画の意義

合併後のまちづくりを円滑に推進するためには、適切な財政計画に基づき、施策や事業を実施することが求められています。

財政計画は、新市建設計画に定められた施策を計画的に実施していくため、今後の財政見通しを明らかにするとともに、中・長期的な展望に立ち、限られた財源の効率的な運用を図り、適切な財政運営を行うために策定するものであり、新市の財政運営の指針として推計します。

2. 基本方針

新市の財政を取り巻く環境は、厳しい経済状況が続くとともに、地方行財政制度の見直しを図られるなど、予断を許さない状況が続いています。

新市では、自主財源の根幹である市税をはじめとする安定した財源を確保し、財政基盤の確立に努めるとともに、経常的経費の抑制や財源の効果的配分による財政支出の効率化を推進し、最小の経費で最大の効果をあげることを基本方針として、計画的な財政運営を推進します。

3. 前提条件

(1) 計画期間

新市建設計画の計画期間及び合併特例法による財政支援期間である合併年度及びこれに続く 15 か年度（平成 17 年度から平成 32 年度）とします。

(2) 会計

地方財政の統計で統一的に用いられる「普通会計」で作成します。

(3) 基本的な前提条件

推計にあたっては、1 市 2 町の平成 15 年度決算額及び平成 16 年度予算額等を踏まえ、すう勢等による増減や合併による影響及び合併効果等を見込んでいます。

また、制度改正等の影響については予測が困難なため、現行の制度を基本とし、現在時点で予測可能な範囲で加味します。なお、歳入・歳出の主な前提条件は次のとおりです。

＜歳入の前提条件＞

①地方税

過去の実績、今後の経済情勢、人口等の推移を踏まえ、過大に見積もることのないよう留意し、現行制度を基本として算定することを原則とします。なお、不均一課税等の特例については、調整方針に基づき推計します。

②地方交付税

現行の交付税制度を基礎に、普通交付税の算定の特例（合併算定替）により算定します。

また、合併に係る各種交付税措置（合併特例債の償還に伴う交付税措置や合併直後の臨時的経費に対する特例措置及び合併市町村振興のための基金造成に対する特例措置）を見込み計上します。

③その他の一般財源

地方譲与税、利子割交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、自動車取得税交付金、地方特例交付金、交通安全対策特別交付金等については、現年度予算等を踏まえ、おおむね現状で推移するものとして推計します。

④国庫支出金・県支出金

現年度予算等を踏まえ、扶助費の増加や普通建設事業費の増減と連動して推計します。

また、合併に係る財政支援（合併市町村補助金・合併準備支援事業交付金）を見込み計上します。

⑤地方債

新市建設計画事業に伴う合併特例債、通常事業債に加え、現行の地方財政制度を基に、減税補てん債、臨時財政対策債等を見込み推計します。

⑥その他の特定財源

分担金・負担金、使用料・手数料、財産収入、寄附金、諸収入については、現年度予算等を踏まえ、おおむね現状で推移するものとして推計します。

また、繰入金は、歳入の不足を基金等から繰り入れるものとして推計します。

＜歳出の前提条件＞

①人件費

合併による特別職等職員、議会議員数の減少に加え、合併後の退職者の補充を抑制することによる一般職職員の減少を見込み推計します。

②扶助費

現年度予算や過去の実績等を踏まえ、少子・高齢化の進行等のすう勢や合併による影響を見込み推計します。

③公債費

1市2町の合併年度までの地方債に係る償還額及び新市建設計画事業等に係る合併特例債、通常地方債に係る償還見込額を見込み推計します。

④物件費

現年度予算等を踏まえ、合併によるスケールメリットを生かし、伸びの抑制・削減を見込んで推計します。

⑤維持補修費

現年度予算等を踏まえ、おおむね現状で推移するものとして推計します。

⑥補助費等

現年度予算等を踏まえ、おおむね現状で推移するものとして推計します。

⑦繰出金

現年度予算等を踏まえ、すう勢等による影響を見込み推計します。

⑧投資・出資・貸付金

現年度予算等を踏まえ、おおむね現状で推移するものとして推計します。

⑨積立金

歳入が歳出を上回る年度については、その差額を基金に積み立てます。

また、合併後の地域振興を目的とする「合併市町村振興基金」の積立てを見込み推計します。

⑩普通建設事業費

健全な財政運営を前提に、新市建設計画の主要事業（合併特例事業）に係る事業費及びその他の普通建設事業費を見込み推計します。

4. 歳入・歳出の動向

※端数処理のため、合計が一致しない場合があります。

※平成 23 年度までの数値は普通会計決算数値となっています。

※平成 24 年度の数値は普通会計の 9 月補正までの数値に繰越額を加算した数値となっています。

(1) 歳入・歳出の推計

(単位: 百万円)

| 歳入 | 平成17年度 | 平成18年度 | 平成19年度 | 平成20年度 | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | 平成32年度 |
|-------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 歳入総額 | 32,778 | 32,109 | 34,776 | 33,525 | 35,524 | 37,380 | 37,318 | 41,680 | 39,252 | 39,316 | 34,172 | 32,409 | 32,377 | 31,806 | 31,717 | 31,515 |
| 一般財源 | 21,434 | 21,717 | 21,572 | 21,784 | 21,688 | 21,662 | 22,014 | 21,408 | 21,265 | 21,321 | 21,226 | 21,260 | 21,209 | 20,758 | 20,585 | 20,195 |
| 地方税 | 14,115 | 14,280 | 15,569 | 15,569 | 15,132 | 14,652 | 14,624 | 14,182 | 14,325 | 14,331 | 13,976 | 13,950 | 13,929 | 13,548 | 13,525 | 13,505 |
| 地方交付税 | 4,431 | 4,205 | 4,025 | 4,332 | 4,770 | 5,246 | 5,735 | 5,679 | 5,400 | 5,450 | 5,710 | 5,770 | 5,740 | 5,670 | 5,520 | 5,150 |
| 普通交付税 | 3,843 | 3,762 | 3,613 | 3,956 | 4,385 | 4,809 | 5,248 | 5,479 | 5,200 | 5,250 | 5,510 | 5,570 | 5,540 | 5,470 | 5,320 | 4,950 |
| 特別交付税 | 588 | 442 | 412 | 375 | 385 | 437 | 487 | 200 | 200 | 200 | 200 | 200 | 200 | 200 | 200 | 200 |
| 内一合併に伴う財政措置 | 340 | 380 | 311 | 175 | 175 | 175 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 内一合併特例債償還金分 | 0 | 13 | 53 | 123 | 257 | 332 | 438 | 634 | 808 | 1,036 | 1,138 | 1,288 | 1,530 | 1,698 | 1,854 | 1,839 |
| その他の一般財源 | 2,888 | 3,232 | 1,979 | 1,884 | 1,786 | 1,764 | 1,655 | 1,547 | 1,540 | 1,540 | 1,540 | 1,540 | 1,540 | 1,540 | 1,540 | 1,540 |
| 特定財源 | 11,344 | 10,393 | 13,203 | 11,741 | 13,836 | 15,717 | 15,305 | 20,272 | 17,987 | 17,995 | 12,947 | 11,149 | 11,168 | 11,048 | 11,132 | 11,320 |
| 国庫支出金 | 2,723 | 2,799 | 4,243 | 2,740 | 5,014 | 4,537 | 3,885 | 4,820 | 5,358 | 5,318 | 4,017 | 3,840 | 3,888 | 3,938 | 3,987 | 4,038 |
| 県支出金 | 1,168 | 1,201 | 1,653 | 1,261 | 1,511 | 1,844 | 1,770 | 1,940 | 1,629 | 1,645 | 1,650 | 1,661 | 1,671 | 1,682 | 1,693 | 1,704 |
| 地方債 | 2,658 | 2,682 | 3,064 | 3,983 | 4,208 | 5,745 | 5,189 | 9,568 | 7,480 | 7,368 | 4,434 | 2,556 | 2,519 | 2,343 | 2,137 | 2,299 |
| 内一合併特例債分 | 208 | 916 | 1,498 | 2,740 | 2,232 | 2,811 | 2,858 | 6,795 | 4,925 | 5,508 | 2,574 | 696 | 659 | 483 | 277 | 239 |
| その他の特定財源 | 4,796 | 3,711 | 4,243 | 3,757 | 3,104 | 3,592 | 4,460 | 3,943 | 3,521 | 3,665 | 2,845 | 3,092 | 3,089 | 3,085 | 3,314 | 3,279 |

(単位: 百万円)

| 歳出 | 平成17年度 | 平成18年度 | 平成19年度 | 平成20年度 | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | 平成32年度 |
|------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 歳出総額 | 31,348 | 30,371 | 33,883 | 32,293 | 33,729 | 35,168 | 35,685 | 41,680 | 39,252 | 39,316 | 34,172 | 32,409 | 32,377 | 31,806 | 31,717 | 31,515 |
| 義務的経費 | 13,921 | 14,370 | 14,709 | 14,732 | 14,909 | 15,992 | 17,294 | 16,131 | 16,408 | 16,888 | 17,059 | 17,394 | 17,818 | 18,067 | 18,267 | 18,225 |
| 人件費 | 7,328 | 7,110 | 6,881 | 6,728 | 6,656 | 6,436 | 6,453 | 6,239 | 6,185 | 6,178 | 6,147 | 6,116 | 6,086 | 6,055 | 6,025 | 5,995 |
| 扶助費 | 3,425 | 3,995 | 4,364 | 4,425 | 4,619 | 6,157 | 6,620 | 6,263 | 6,446 | 6,648 | 6,748 | 6,849 | 6,952 | 7,056 | 7,162 | 7,269 |
| 公債費 | 3,168 | 3,265 | 3,464 | 3,579 | 3,634 | 3,399 | 4,221 | 3,629 | 3,777 | 4,062 | 4,164 | 4,428 | 4,781 | 4,956 | 5,080 | 4,961 |
| 通常債減税償還金 | 3,168 | 3,246 | 3,382 | 3,322 | 3,264 | 2,920 | 3,595 | 2,724 | 2,623 | 2,583 | 2,538 | 2,588 | 2,596 | 2,530 | 2,431 | 2,198 |
| 合併特例債償還金分 | 0 | 19 | 81 | 257 | 371 | 479 | 626 | 905 | 1,154 | 1,479 | 1,626 | 1,840 | 2,185 | 2,426 | 2,649 | 2,763 |
| その他の経費 | 13,749 | 12,489 | 12,550 | 12,490 | 14,870 | 14,613 | 14,450 | 15,603 | 14,378 | 14,481 | 13,882 | 13,112 | 12,945 | 12,782 | 12,621 | 12,463 |
| 物件費 | 5,162 | 4,442 | 4,487 | 4,355 | 4,596 | 5,065 | 4,989 | 6,216 | 5,473 | 5,163 | 5,060 | 4,959 | 4,860 | 4,763 | 4,667 | 4,574 |
| 維持補修費 | 294 | 270 | 206 | 237 | 209 | 302 | 291 | 501 | 364 | 364 | 362 | 360 | 358 | 357 | 355 | 353 |
| 補助費等 | 3,846 | 3,554 | 4,944 | 4,671 | 6,303 | 4,507 | 4,481 | 4,662 | 4,551 | 4,505 | 4,437 | 4,371 | 4,305 | 4,241 | 4,177 | 4,114 |
| 繰出金 | 3,351 | 3,013 | 1,928 | 2,393 | 2,367 | 2,612 | 2,845 | 2,930 | 3,303 | 3,762 | 3,235 | 3,235 | 3,235 | 3,235 | 3,235 | 3,235 |
| 投資、出資金、貸付金 | 166 | 162 | 348 | 106 | 598 | 98 | 738 | 101 | 101 | 101 | 101 | 101 | 101 | 101 | 101 | 101 |
| 積立金 | 929 | 1,050 | 636 | 727 | 797 | 2,028 | 1,226 | 556 | 586 | 586 | 686 | 86 | 86 | 86 | 86 | 86 |
| 通常分 | 380 | 752 | 357 | 375 | 293 | 1,664 | 546 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 |
| 合併分 | 0 | 200 | 104 | 308 | 305 | 309 | 310 | 310 | 310 | 310 | 400 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 |
| 投資的経費 | 3,678 | 3,512 | 6,625 | 5,071 | 3,950 | 4,564 | 3,941 | 9,946 | 8,466 | 7,947 | 3,232 | 1,904 | 1,613 | 957 | 828 | 826 |
| 普通建設事業費 | 3,678 | 3,512 | 6,625 | 5,071 | 3,950 | 4,564 | 3,934 | 9,874 | 8,466 | 7,947 | 3,232 | 1,903 | 1,613 | 957 | 828 | 826 |
| 内一合併特例事業分 | 628 | 1,406 | 2,762 | 3,396 | 2,381 | 3,473 | 3,244 | 7,415 | 5,205 | 5,668 | 2,808 | 790 | 748 | 548 | 315 | 455 |
| その他の投資的経費 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 6 | 72 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

(2) 合併による財政効果

新市においては、スケールメリットを生かし、人件費や事務経費などの削減に努めることにより、一定水準の歳出削減を見込むことができます。

また、合併特例法等に基づく国や県の財政支援を活用することによる財政効果を見込むことができます。

①人件費の削減効果

ア. 特別職等職員の人件費削減効果

特別職等（首長・助役・収入役・教育長等）の人数が減少することにより、10年間累計で約12億円の削減効果が見込めます。

イ. 議会議員の人件費削減効果

議会議員は、議員の在任特例を約1年半活用後、現在の56人から合併後最初に行われる選挙で30人、2回目の選挙で28人に減少することにより、10年間累計で約8億5千万円の削減効果が見込めます。

ウ. 一般職職員の人件費削減効果

本庁と支所の適正な役割分担を図るとともに、バランスの取れた簡素で効率的な組織機構を整備することにより、10年間で206人の削減が可能となり、累計で約76億6千万円の削減効果が見込めます。（新規採用職員を退職者数の2分の1、採用上限10人と設定）

②事務経費等の削減効果

合併によるスケールメリットと効率的な行政運営を図ることにより、行政経費（物件費等）を10年間累計で約35億8千万円の削減が可能となります。

③国の財政支援措置

ア. 普通交付税措置（合併後5年間）

合併後における行政の一体化（基本構想等の策定・改訂、ネットワークの整備等）に要する経費等に対する措置として、合併後5年間総額で約8億8千万円の財政支援が見込めます。

イ. 特別交付税措置（合併後3年間）

合併を機に行われる新たなまちづくりや公共料金の格差是正、公債費負担の格差是正、土地開発公社経営健全化などの合併後の需要に対する特別交付税の包括的な措置として、合併後3年間総額で約6億8千万円の財政支援が見込めます。

ウ. 合併市町村のまちづくりのための建設事業に対する財政措置

合併後15年間は、新市建設計画に基づく必要な事業の経費に特例地方債（合併特例債）を充当（95%）し、元利償還金の一部（70%）について普通交付税で措置されます。

新市建設計画に基づく合併特例事業の標準全体事業費（約344億8,900万円）に対し、約229億3,500万円の普通交付税措置が見込めます。

エ. 合併市町村振興のための基金造成に対する財政措置

合併後の市町村が地域住民の連帯強化や旧市町村単位の地域振興、住民の一体感醸成のために設ける基金（合併市町村振興基金）に対する積立てのうち、特に必要と認められる経費に特例地方債（合併特例債）を充当（95%）し、元利償還金の一部（70%）について普通交付税で措置されます。

新市の標準基金規模（27億9千万円）に対し、約18億6千万円の普通交付税措置が見込めます。

オ. 合併市町村補助金

合併に伴う必要事業として新市建設計画に位置付けられた事業に対し、3年間総額で約4億5千万円の補助金交付が見込めます。

④県の財政支援措置

合併に伴い臨時的に必要な合併準備・移行経費に対する措置として、合併年度に1億円の合併準備支援事業交付金が見込めます。

(3) 財政計画の用語解説 (50音順)

一般財源

地方公共団体の歳入の用途による分類に基づくものであり、その用途が指定されていないもの。

義務的経費

歳出のうち、支出が義務づけられており、任意に削減ができない硬直性の極めて強い経費のことで、人件費（職員の給与等）、扶助費（被扶助者に対して支給される経費）及び公債費（地方債の元利償還金等）の合計額を一般的に義務的経費という。

繰出金

一般会計と特別会計または特別会計相互間において、予算の相互充用のために支出される経費のこと。

県支出金

地方公共団体に対して、その行政を行うために要する経費の財源に充てるために県より交付される支出金のこと。

公債費

地方債の発行の際に定められた条件により、毎年度必要とする元金の償還及び利子の支払いに要する経費のこと。

国庫支出金

地方公共団体に対して、その行政を行うために要する経費の財源に充てるために国より交付される支出金のこと。

人件費

市町村長などの特別職や一般職員の給与及び議員や各種委員の報酬など、一定の勤務に対する対価、報酬として支払われる経費のこと。

地方交付税

地方公共団体が、等しく合理的かつ妥当な水準の行政を行い、財産を管理することができるように、必要な経費（基準財政需要額）と、標準的な状態において徴収が見込まれる税収額（基準財政収入額）を算定し、収入が経費に不足する場合に、その差額を国が交付する税のこと。普通交付税と災害復旧などの特殊事情に応じて交付する特別交付税がある。

地方債

必要な財源を調達するために負う債務で、その返済が会計年度を越えて行われるもの。

地方税

租税のうち市町村が課税できるもので、市町村民税、固定資産税、軽自動車税、市町村たばこ税などがある。

積立金

特定の支出目的のためや、年度間の財源変動に備えるために積み立てる基金への支出に要する経費のこと。

投資的経費

道路、橋りょう、公園、学校、公営住宅の建設など社会資本の整備に要するもので、その収支効果が長期間にわたって持続する経費のこと。

特定財源

地方公共団体の歳入の用途による分類に基づくものであり、国庫支出金、地方債のように用途が指定されているもの。

扶助費

生活保護法、身体障害者福祉法、老人福祉法、児童福祉法等の各種法令に基づいて、被扶助者に対してその生活を維持するために支出される経費等のこと。

普通会計

市町村によって各会計の範囲が異なり、財政の比較や統一的な把握をすることが困難なため、地方財政統計上、統一的に用いられる会計区分であり、一般会計を中心とし、公営事業以外の会計について会計間の重複額などを除いて合算したもの。

普通建設事業費

道路、橋りょう、公園、学校、公営住宅の建設など行政水準の向上に要する経費のこと。

物件費

維持管理などの委託料、臨時職員の賃金、消耗品等の需要費、郵便料等の役務費など、消費的性質の経費のこと。

補助費等

一部事務組合や各種団体等への負担金・補助金などに要する経費のこと。

参考資料

鴻巣市・川里町・吹上町合併協議会規約

(設置)

第1条 鴻巣市、川里町及び吹上町（以下「1市2町」という。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項及び市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号。第3条第2号において「法」という。）第3条第1項の規定に基づき、合併協議会を設置する。

(名称)

第2条 前条の合併協議会の名称は、鴻巣市・川里町・吹上町合併協議会（以下「協議会」という。）とする。

(所掌事務)

第3条 協議会は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 1市2町の合併に関する協議
- (2) 法第5条の規定に基づく新市建設計画の作成
- (3) 前2号に掲げるもののほか、1市2町の合併に関し必要な事務

(事務所の位置)

第4条 協議会の事務所は、埼玉県鴻巣市中央1番32号に置く。

(組織)

第5条 協議会は、会長及び委員をもって組織する。

(委員)

第6条 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 1市2町の長
- (2) 1市2町の助役
- (3) 1市2町の議会の議長
- (4) 1市2町の議会からそれぞれ選出された1市2町の議会の議員 12人
- (5) 1市2町の長が協議して定めた学識経験を有する者 16人

2 委員は、非常勤とする。

(会長及び副会長)

第7条 会長及び副会長は、1市2町の長が協議し、前条第1項の規定により委員となるべき者の中から、これを選任する。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。この場合において、副会長が2人以上選任されているときは、あらかじめ1市2町の長が協議して定めた順序で、その職務を代理する。

(会議)

第8条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長がこれを招集する。

2 委員の3分の1以上の者から会議の招集の請求があるときは、会長はこれを招集しなければならない。

3 会議の開催の日時及び場所は、会議に付議すべき事項とともに、会長があらかじめ委員に通知しなければならない。

(会議の運営)

第9条 会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。

2 会長は、会議の議長となる。

3 会議は、公開とする。ただし、会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営が著しく阻害され、会議の目的を達成することができないおそれがあると認めるときは、この限りでない。

4 前3項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(関係者の出席等)

第10条 協議会は、必要があると認めるときは、関係者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を求めて意見若しくは説明を聴くことができる。

(委員会)

第11条 協議会は、第3条各号に掲げる事務の一部について調査又は審議をさせるため、委員会を置くことができる。

2 委員会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(幹事会及び専門部会)

第12条 会議に提案する事項について協議し、又は調整するため、協議会に幹事会を置く。

2 第3条各号に掲げる事務について専門的に協議し、又は調整するため、幹事会に専門部会を置く。

3 幹事会及び専門部会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第13条 協議会の事務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局の事務に従事する職員は、1市2町の長が協議して定めた者をもって充てる。

3 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費の負担)

第14条 協議会に要する経費は、1市2町の長が協議の上、1市2町が負担する。

(監査)

第15条 協議会の出納の監査は、1市2町の監査委員のうちから、1市2町の長が協議して定め、会長が委嘱する監査委員3人が、これを行う。

2 前項の規定により委嘱を受けた監査委員（次項及び第17条第1項において「監査委員」という。）は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

3 監査委員は、非常勤とする。

(財務に関する事項)

第16条 協議会の予算の編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(報酬及び費用弁償)

第17条 協議会の委員及び監査委員並びに第10条の規定により会議に出席する者は、報酬及びその職務を行うために要する費用弁償(次項において「費用弁償」という。)を受けすることができる。

2 前項に定める報酬及び費用弁償の額並びに支給方法は、会長が別に定める。

(協議会解散の場合の措置)

第18条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(委任)

第19条 この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成16年7月15日から施行する。

鴻巣市・川里町・吹上町合併協議会委員名簿

| 職名 | 委員区分 | 職（選出市町名） | 氏 名 |
|------------------|----------------------|-----------------|----------------------------|
| 会 長 | 1号委員 (首長) | 鴻巣市長 | 原 口 和 久 |
| 副会長 | | 川里町長 | 嶋 村 孝 |
| 副会長 | | 吹上町長 | 齋 藤 武 史 |
| 委 員 | 2号委員 (助役) | 鴻巣市助役 | 清 水 岩 夫 |
| | | 川里町助役 | 小 ノ 澤 克 彦 |
| | | 吹上町助役 | 柳 肇 |
| | 3号委員 (議長) | 鴻巣市議会議長 | 府 川 昭 勇 |
| | | 川里町議会議長 | 羽 鳥 健 (平成17年2月10日退任) |
| | | 川里町議会議長 | 青 木 保 介 (平成17年2月10日まで4号委員) |
| | 4号委員 (議員) | 吹上町議会議長 | 宮 脇 則 夫 |
| | | 鴻巣市議会議員 | 岡 田 恒 雄 |
| | | 鴻巣市議会議員 | 藤 田 昇 |
| | | 鴻巣市議会議員 | 若 月 勝 |
| | | 鴻巣市議会議員 | 津 久 井 精 治 |
| | | 川里町議会議員 | 青 木 勝 也 (平成17年2月10日就任) |
| | | 川里町議会議員 | 羽 鳥 功 一 |
| | | 川里町議会議員 | 坂 本 晃 |
| | | 川里町議会議員 | 大 塚 佳 之 |
| | | 吹上町議会議員 | 加 藤 久 子 |
| | | 吹上町議会議員 | 中 野 昭 |
| | | 吹上町議会議員 | 谷 口 達 郎 |
| | | 吹上町議会議員 | 福 田 悟 |
| | | 5号委員 (学識経験者) | 鴻巣花卉園芸組合 |
| | 鴻巣市コミュニティ協議会 | | 吉 羽 照 男 |
| | (社)鴻巣青年会議所 | | 関 口 典 宏 |
| | 鴻巣市スポーツ少年団 | | 尾 山 一 代 |
| | 鴻巣奉仕会 | | 野 崎 耕 二 |
| | 川里町花き連合会 | | 新 井 功 了 |
| | 共和地区自治会長連絡協議会 | | 相 原 要 (平成17年3月1日退任) |
| | 川里町民生・児童委員協議会 | | 関 口 美 知 子 |
| 川里町男女共生推進会議 | 桑 原 輝 美 | | |
| 川里商工会 | 浅 原 弘 美 | | |
| 鴻巣市農業協同組合理事(吹上町) | 鳥 羽 倉 吉 | | |
| 吹上町町内会長連絡協議会 | 家 中 盛 | | |
| 公募(吹上町) | 水 上 勝 (平成17年1月12日退任) | | |
| 公募(吹上町) | 鳥 羽 三 郎 | | |
| 公募(吹上町) | 藤 井 かつ | | |
| 埼玉県中央地域創造センター所長 | 菅 原 仁 | | |

第1章
第2章
第3章
第4章
第5章
第6章
第7章
第8章
第9章
参考資料

鴻巣市・川里町・吹上町合併協議会委員会規程

(趣旨)

第1条 鴻巣市・川里町・吹上町合併協議会規約（以下「規約」という。）第11条第2項の規定に基づき、鴻巣市・川里町・吹上町合併協議会委員会（以下「委員会」という。）の組織、運営その他必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、鴻巣市・川里町・吹上町合併協議会（以下「協議会」という。）から付託された事項について調査し、又は審議する。

(種類及び組織)

第3条 委員会は、新市建設計画検討委員会とする。

2 委員会の委員は、別表に定める選出区分により協議会の委員の中から協議会の会長が指名する。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

(関係職員の出席等)

第6条 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の関係職員に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を求めて意見若しくは説明を聴くことができる。

(報告)

第7条 委員長は、委員会の調査又は審議の経過及び結果について協議会に報告するものとする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、協議会の事務局において処理する。

(委任)

第9条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この規程は、平成16年7月26日から施行する。

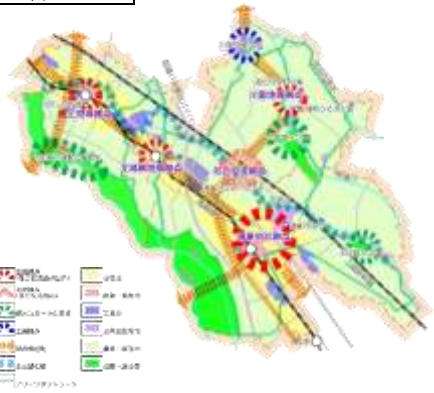
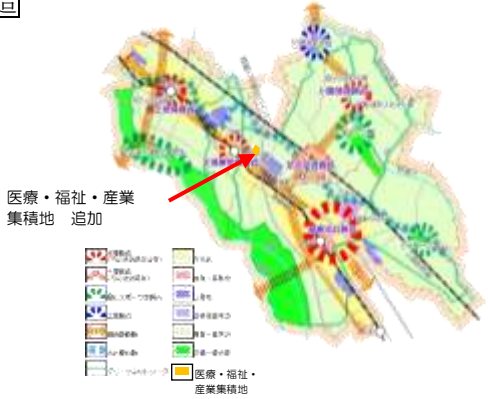
別表（第3条関係）

| 委員会の種類 | 委員の選出区分 |
|-------------|-----------------------|
| 新市建設計画検討委員会 | (1) 規約第6条第1項第4号の委員 6人 |
| | (2) 規約第6条第1項第5号の委員 6人 |

新市建設計画検討委員会委員

| 職名 | 委員の選出区分 | 市町名 | 氏名 |
|------|--------------------------------|-------|-------|
| 委員長 | 規約第6条第1項第4号の委員 (1市2町の議会の議員) | 鴻巣市 | 岡田恒雄 |
| 副委員長 | | 川里町 | 坂本晃 |
| | | 吹上町 | 中野昭 |
| 委員 | | 鴻巣市 | 津久井精治 |
| | | 川里町 | 羽鳥功一 |
| | | 吹上町 | 福田悟 |
| | 鴻巣市 | 吉田誠 | |
| | 鴻巣市 | 尾山かず代 | |
| | 川里町 | 新井功了 | |
| 委員 | 規約第6条第1項第5号の委員 (学識経験を有する者) | 川里町 | 関口美知子 |
| | | 吹上町 | とほり三郎 |
| | | 吹上町 | 藤井かつ |

新市建設計画新旧対照表

| 旧 | 新 |
|--|--|
| <p>第2章 計画策定の方針</p> <p>2. 計画の期間</p> <p>本計画の期間は、鴻巣市、川里町及び吹上町の<u>合併後10年間</u>とします。</p> <p>第5章</p> <p>2. 新市の都市構造</p> <p>(2) 新市の都市構造</p> <p>③土地利用(ゾーニング)の方針</p> <p>市街地ゾーン</p> <p>○公共施設用地</p> <p>省略</p> <p>新市の都市構造</p>  | <p>第2章 計画策定の方針</p> <p>2. 計画の期間</p> <p>本計画の期間は、鴻巣市、川里町及び吹上町の<u>合併年度及びこれに続く15か年度(平成17年度から平成32年度)</u>とします。</p> <p>第5章</p> <p>2. 新市の都市構造</p> <p>(2) 新市の都市構造</p> <p>③土地利用(ゾーニング)の方針</p> <p>市街地ゾーン</p> <p>○公共施設用地</p> <p>省略</p> <p>○医療・福祉・産業集積地</p> <p><u>広域幹線道路の整備により、自動車交通の拠点として地区のポテンシャルが飛躍的に向上することが見込まれることから、総合的な医療施設等を誘致するとともに、周辺の集落や農地の営農・生活環境に配慮しながら、地場産業である農業を軸とした新たなまちづくりの創造を推進します。</u></p> <p>新市の都市構造</p>  |

| 旧 | 新 |
|---|---|
| <p>第9章 財政計画</p> <p>3. 前提条件</p> <p>(1) 計画期間</p> <p>新市建設計画の計画期間及び合併特例法による財政支援期間である合併年度及びこれに続く <u>10</u> か年度 (平成 17 年度から平成 27 年度) とします。</p> <p>4. 歳入・歳出の動向</p> <p>(1) 歳入・歳出の推計</p> <p>平成 17 年度から <u>平成 27 年度</u> までの推計表</p> <p>(2) 合併による財政効果</p> <p>③国の財政支援措置</p> <p>ウ. 合併市町村のまちづくりのための建設事業に対する財政措置</p> <p>合併後 <u>10 年間</u> は、新市建設計画に基づく必要な事業の経費に特例地方債 (合併特例債) を充当 (95%) し、元利償還金の一部 (70%) について普通交付税で処置されます。</p> <p>新市建設計画に基づく <u>合併特例事業 (約 241 億 4 千万円)</u> に対し、<u>約 160 億 5 千万円</u> の普通交付税措置が見込めます。</p> | <p>第9章 財政計画</p> <p>3. 前提条件</p> <p>(1) 計画期間</p> <p>新市建設計画の計画期間及び合併特例法による財政支援期間である合併年度及びこれに続く <u>15</u> か年度 (平成 17 年度から平成 32 年度) とします。</p> <p>4. 歳入・歳出の動向</p> <p>(1) 歳入・歳出の推計</p> <p>平成 17 年度から <u>平成 32 年度</u> までの推計表</p> <p>(2) 合併による財政効果</p> <p>③国の財政支援措置</p> <p>ウ. 合併市町村のまちづくりのための建設事業に対する財政措置</p> <p>合併後 <u>15 年間</u> は、新市建設計画に基づく必要な事業の経費に特例地方債 (合併特例債) を充当 (95%) し、元利償還金の一部 (70%) について普通交付税で処置されます。</p> <p>新市建設計画に基づく <u>合併特例事業の標準全体事業費 (約 344 億 8,900 万円)</u> に対し、<u>約 229 億 3,500 万円</u> の普通交付税措置が見込めます。</p> |

鴻巣市・川里町・吹上町
新市建設計画

平成17年3月発行
鴻巣市・川里町・吹上町合併協議会

事務局
〒365-0032 埼玉県鴻巣市中央1-32
TEL 048-544-5410 FAX 048-541-9717
URL <http://www.kkfgappeikyou.jp>

平成25年3月改定
鴻巣市

経営政策部 経営政策課
財 政 課
〒365-8601 埼玉県鴻巣市中央1-1
TEL 048-541-1321(代表) FAX 048-542-9818
URL <http://www.city.kounosu.saitama.jp>